

## Ⅲ 事業一覧

### 1 令和3年度 新規・充実事業

#### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の実施 (→20 ページ参照)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き感染症対策消耗品等を購入する。

#### (2) 小・中学校のICT教育環境整備の拡充 (→31 ページ参照)

GIGAスクール構想実現のため、区立小・中学校の児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備する。家庭でのオンライン学習環境整備に向けて、通信環境のない家庭にモバイルルーターの貸与を行う。

#### (3) ICT教育推進専門員の配置 (→32 ページ参照)

ICT機器を効果的に授業で活用するため、新たに2人のICT教育推進専門員を配置する。教育の実践的な指導力向上に向けて各学校を訪問し、指導・助言を行う。

#### (4) 不登校対策事業の推進 (→33 ページ参照)

在籍校への復帰が困難である不登校の生徒が、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けられるよう、特別な教育課程を編成し指導を行う不登校特例校分教室「みらい教室」を開室した。

不登校の未然防止対策として、区立小・中学校の登校支援員及び養護教諭補助員を増員し、相談・支援体制の充実を図る。

#### (5) 電子図書館（電子書籍貸出サービス）事業 (→83 ページ参照)

コロナ禍における「新たな日常」への対応を踏まえ、従来の図書館サービスを補完するものとして、パソコンやスマートフォンなどから閲覧できるサービスを試行的に実施する。

## 2 令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応

### (1) 区立小・中学校の臨時休業と区施設及び事業の休止

区立小・中学校の臨時休業、適応指導教室の休室（いずれも令和2年5月31日まで）、放課後子ども教室の休室（令和2年6月9日まで）、卒業式・入学式の規模縮小・延期を実施した。区立図書館及び大田文化の森情報館を休館した（令和2年5月31日まで）。

### (2) 分散登校の実施及び給食の再開

区立小・中学校再開後は、令和2年6月1日から令和2年6月19日まで分散登校を実施した。6月10日から給食を再開した。

### (3) 感染拡大防止物品の購入・購入補助

区立小・中学校の感染症対策を実施するための保健衛生用品を購入した。緊急事態宣言により臨時休業していた区立小・中学校の再開に当たっては、感染症対策物品のほか、児童・生徒の学びの機会を保障する物品も購入した。

### (4) 健康観察用サーモグラフィーの導入

全ての区立小・中学校に体温測定用のサーモグラフィーを導入し、児童・生徒及び教職員等の検温を速やかに行い、学校運営に支障をきたすことなく、安全・安心な教育環境を整備した。

### (5) 学習指導サポーターの配置

児童・生徒への感染予防策の徹底業務等、教育活動再開後発生した教員の新たな業務の軽減を図るため、学習指導サポーターを小・中学校に配置した。

### (6) 就学援助費の増額

学校臨時休業長期化に伴い、夏季休業日を短縮して授業を行うため、就学援助制度の拡充として、8月分の給食費、学用品費を支給した。感染症対策の徹底及び熱中症対策として、児童・生徒のマスク、水筒、帽子等を準備するため、学用品費を増額して支給した。

### (7) 非接触型自動水栓の導入

区立小・中学校のトイレ内の手洗いを、手洗い後に手を触れないオートストップ水栓又は直接手の触れない非接触型の自動水栓へ変更した。

### (8) 羽田空港思い出づくりプロジェクト

新型コロナウイルス感染症の影響で中学3年生の修学旅行が中止となったため、生徒が大田区で学んだ思い出を胸に卒業できるよう、大田区、国土交通省、羽田空港関係企業が協力して、公民連携による「卒業思い出づくり事業」を実施した。令和3年3月に中学校5校、約700名の生徒が参加し、羽田空港では、航空機への体験搭乗のほか、離発着する航空機を真下から見るクルーズ、羽田イノベーションシティの見学等を行った。

### (9) 学校の臨時休業等に伴う学びの保障

教育委員会が策定した「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、学校では感染症対策を徹底しながら教育活動を実施した。臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）及び濃厚接触による出席停止が必要な児童・生徒が生じた際には、家庭での学習課題の準備やタブレット端末の持ち帰り、モバイルルーターの貸出し等により、学びの保障を行った。学びの保障、新しい学びの構築、ICT活用の加速化の3つの視点のもと、ICT教育の各施策を体系的に位置付ける「大田区教育ICT化推進計画」を策定した。

### (10) 令和2年度 新型コロナウイルス感染者数

	児童・生徒	教職員等	計
小学校	88	25	113
中学校	52	3	55
合計	140	28	168

## 3 教育指導

### (1) おおたの子どもポスター

- ① 目的 児童・生徒、教師、保護者の姿を示した「おおたの子どもポスター」を教室に掲示し、三者の果たすべきことを明確にする。児童・生徒が真剣に学び、教師が分かるまで教え、保護者が学びを支えることで、教室を「意欲あふれる学びの場」となるよう推進する。
- ② 内容 全ての区立小・中学校に配布し、各教室の前面上部に掲示する。
- ③ 沿革 平成24年12月に各学校に配布、平成26・28・30年度に追加配布

### (2) 土曜授業の実施

- ① 目的 授業時数を確保し、児童・生徒の確かな学力の定着を目指すとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校公開等を通じて開かれた学校づくりを推進し、保護者及び地域住民等との連携を一層強化する。
- ② 内容 確かな学力の定着を図る授業の公開、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室及び保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業等を実施する。
- ③ 方法 月1回以上（8月を除く。）、振替をとらない土曜日の授業を実施する。  
小学校は、外国語活動のための授業時数が確保できる場合、学校行事がある月は、当該月の土曜授業を別途行わないことができる。  
中学校は、原則として、学校行事及び振替休業日をとる土曜授業と土曜補習教室がある月は、当該月の土曜授業を別途行わないことができる。  
原則第2土曜日とする。  
授業時数は3時間以上とする。  
年間3回以上は、学校公開日とする。
- ④ 沿革 平成21年度から実施  
平成30年度から月1回以上（8月を除く。）実施

### (3) 小中一貫教育

- ① 目的 義務教育9年間で確かな学力・人間力を身に付けた子どもを育てるため、これまでの小中連携を一層充実させた小中一貫教育を確立する。
- ② 内容  
ア 「小中一貫重点観点・重点指導事項の作成及び学習指導の工夫」、「規範意識向上プログラムに基づく生活スタンダードの作成及び生活指導の充実」、「小中一貫「体力向上全体計画」の作成及び取組の推進」の実施  
イ 「小中一貫教育推進計画」の策定  
ウ 公開授業の実施（ホームページ上で開催情報等公開）
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成16年度から、小中連携教育を推進

平成 23 年度から、これまでの小中連携教育を一層充実、発展させた「大田区小中一貫教育」を推進

平成 23・24 年度大田区教育委員会教育研究推進校事業の一環として「小中一貫教育推進モデル校区（志茂田中学校区）」を指定し、2 年間にわたって小中一貫教育の研究実践を進めるとともに、その研究成果を広く区内に還元する研究発表会を実施

その後、「大田区小中一貫教育」重点取組を掲げ、全ての区立小・中学校において、小中一貫教育を推進「大田区小中一貫教育プログラム～小中一貫教育実践の手引き～」を平成 28 年 3 月に作成

平成 30 年度から中富小学校を大森東中学校グループに変更

#### (4) 特色ある教育活動

- ① 目的 「おおた教育振興ビジョン」の着実な推進に向け、各学校の自立的経営改革を促すことにより、児童・生徒の「生きる力」の育成に資する、特色ある教育を推進する。
- ② 内容 以下の特色ある教育活動に取り組み、その成果を継続するとともに当該教育活動の一層の充実を推進するため、対象校（7 校程度）を募集し、指定校に経費を支出する。
  - ア 過去 3 年間の区教育研究推進校としての実績又は同等以上の研究実績に基づく教育活動
  - イ 大学・専門学校等との連携を図った教育活動
  - ウ 教育委員会が優れた企画と認めた教育活動
- ③ 沿革 平成 28 年度から実施

#### (5) 大田区オリンピック・パラリンピックアクションプログラム

- ① 目的 児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義を学ぶとともに、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することで国際理解を深める。
- ② 内容 オリンピック・パラリンピック教育推進事業を全校で展開し、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の 5 つの資質を重点的に育成する。
- ③ 沿革 平成 28 年度から実施

#### (6) 大田区学習効果測定

- ① 目的 教育課程や指導方法等に関わる自校の成果や課題を明確にし、各学校が授業改善推進プランの作成や年間指導計画の充実・改善を図るとともに、大田区の教育施策に生かす。
- ② 内容 区立小学校第 4 学年から第 6 学年児童及び区立中学校全生徒を対象に実施する。小学校第 4 学年から第 5 学年は国語・算数・社会・理科、第 6 学年は国語・算数・社会・理科・英語、中学校第 1 学年から第 3 学年は国語・数学・社会・理科・英語について、学習指導要領に示されている教科の目標や学習内容の基礎的・基本的な事項等の定着状況を同一基準によって把握・検証する。
- ③ 対象 区立小学校第 4 学年から第 6 学年児童、区立中学校全生徒
- ④ 沿革 平成 20 年度から実施

#### (7) 学習カルテ・学習カウンセリング

- ① 目的 児童・生徒一人一人の学習の状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させる。
- ② 内容 日常の学習及び大田区学習効果測定の結果等に基づき、児童・生徒一人一人の学習内容の定着状況を把握し、学習カルテを作成する。学習カルテを基に教師との学習相

談（個人面談・学習カウンセリング）を実施し、児童・生徒一人一人の学びを支援する。

- ③ 沿革 平成 21 年度に学習カルテ及び学習カウンセリングの手法についての検討を開始  
平成 22・23 年度にモデル校において小学校第 2 学年及び中学校第 1 学年による実践的な研究及び研究成果の普及を実施  
平成 24 年度から、全ての区立小・中学校で実施  
平成 28 年度に学習カルテを改訂し、平成 29 年度から配布

## （8）ステップ学習

- ① 目的 積み重ねの教科であり、また他の教科の基礎でもある算数・数学について、何が身に付き何が身に付いていないのかを細かに児童・生徒及び保護者に伝えながら、タブレット端末を活用した家庭学習や補習教室による繰り返しの学習を支援し、確かな学力の向上を図る。
- ② 内容
  - ア 1 年間に学習する内容を一覧にしたステップ学習チェックシートを教師用タブレット端末に内蔵し区立小学校第 1 学年児童から区立中学校第 3 学年生徒の学習の定着状況を把握する。
  - イ 学習の定着状況を児童・生徒用タブレット端末を活用した学習プリントで把握し、その状況をチェックシートで家庭に伝える。
  - ウ タブレット端末を活用して、チェックシートで示した内容ごとの補充プリントや発展プリントに取り組み、家庭学習を支援する。
  - エ 学習補助員による補習教室を放課後や土曜日に開催し、タブレット端末を活用して補充プリントやドリルプリントに取り組み、学習内容の定着を支援する。
  - オ 小学校においては、東京ベーシックドリルの練習シートは、年間 1 回以上実施する診断シートの結果により習熟が不十分である児童に対して、学習の復習等に活用する。
- ③ 対象 区立小・中学校の全児童・生徒
- ④ 沿革 ステップ学習は平成 21 年度から小学校第 3 学年から中学校第 3 学年を対象に開始、平成 25 年度から第 1 学年を対象を拡大、令和 3 年度からタブレット端末を活用して取り組む電子版に移行

## （9）習熟度別少人数授業

- ① 目的 小学校算数（第 3 学年以上）、中学校数学・英語の習熟度別指導（少人数指導）を行うための講師を各学校に配置する。
- ② 内容 小学校 59 校、中学校 28 校において各学年の学級のうち 2 学級を三つのグループに分け、1 学級の場合は二つのグループに分けることを基本に、少人数の習熟度別授業を展開する。
- ③ 対象 区立小・中学校の児童・生徒
- ④ 沿革 平成 15 年度に算数・数学で開始、平成 16 年度に英語も加えて開始  
平成 29 年度から、小・中学校において少人数展開しても 1 グループ当たり、25 名以上になる場合は、学校に対して習熟度別少人数指導特別講師を増員し、個に応じたきめ細かい指導を一層充実

## （10）補習教室

- ① 目的 算数・数学及び理科の基礎・基本の確実な定着、英語に対する興味・関心の向上を図るために、学習補助員が放課後及び土曜日に補習教室を開き、学習を支援する。
- ② 内容 算数・数学及び理科は統一したドリルプリント等による学習支援、英語は原則とし

て英検 3 級から 5 級用テキストによる学習支援を行う。補習教室は、区内全校で放課後及び年間 6 回以上の土曜日に実施する。

- ③ 対象 区立小学校第 3 学年から第 6 学年児童、区立中学校生徒のうちの希望者及び学習内容が未定着と認める児童・生徒
- ④ 沿革 平成 19 年度から実施  
平成 29 年度から中学校の配置時数を増やし、新たな教科として理科を追加  
令和 2 年度から従事者の名称を学習指導講師から学習補助員に変更

### (1 1) 学習補助員

- ① 目的 児童・生徒の基礎学力の定着を図るために学校に配置し、補習教室や授業中の指導補助に当たる。
- ② 内容 小学校第 3 学年児童から中学校第 3 学年生徒までの算数・数学及び理科並びに中学校英語の基礎学力の定着を目指し、学習補助員が放課後及び土曜日の補習教室における指導や授業中における指導補助を行う。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校に配置する。
- ④ 沿革 平成 19 年度から開始  
平成 29 年度から中学校の配置時数を増やし、新たな教科として理科を追加  
令和 2 年度から本事業の名称を学習指導講師から学習補助員に変更

### (1 2) 中学校理科教育指導員

- ① 目的 専門性の高い理科教育指導員による指導・助言を踏まえ、中学校理科教員の指導内容・方法の質的向上、授業改善等についての環境づくりを目指す。
- ② 内容 4 名の理科教育指導員が、巡回指導校を担当し、各中学校の情報を収集し、必要な方策及び支援を計画する。  
巡回校の校長に適宜報告、連絡、相談を行うとともに、調整を図り、実態把握や指導方法改善のための助言、支援、指導の補助等を実施する。
- ③ 対象 全ての区立中学校

### (1 3) サイエンスコミュニケーション科

- ① 目的 知的探究心や理科学習で得た知識の活用、科学史・最先端技術・知識等を体系的に取り入れた科学学習プログラムとして「サイエンスコミュニケーション科」を設置する。理科や生活科との関連を踏まえるとともに、他の教科等においても科学的事項の取扱いを体系的に取り入れた学習により、児童の科学についての興味・関心を深める。また、学習においてコミュニケーション活動を意図的に設定することによって科学に関する理解を一層深めさせて、将来の大田区、ひいては日本のものづくりを支える人材の育成を目指す。
- ② 内容 大田区立清水窪小学校の全学年において、新教科「サイエンスコミュニケーション科」を、各学年 35 時間実施する。第 1・2 学年は 35 時間増時数、第 3 学年から第 6 学年は総合的な学習の時間を 35 時間削減し、サイエンスコミュニケーション科にあてる。
- ③ 沿革 平成 23 年度から大田区立清水窪小学校をおおたサイエンススクール大田区理科教育研究推進校に指定  
平成 25 年度から大田区立清水窪小学校を文部科学省教育課程特例校に指定しサイエンスコミュニケーション科を設置

#### (14) 理科教育推進拠点校

- ① 目的 文部科学省教育課程特例校としての「サイエンスコミュニケーション科」、おおたサイエンススクール（理科教育研究推進校）の成果を生かし、区内小学校4校を理科教育推進拠点校として指定し、理科支援員の活用等、取組の成果を全小学校と共有し、教育活動に生かすことで理科好きな児童の育成を図る。
- ② 内容 区内小学校4校を理科教育推進拠点校として指定し、理科支援員を35時間配置する。
- ③ 対象 入新井第一小学校、清水窪小学校、萩中小学校、南六郷小学校
- ④ 沿革 令和元年度から実施

#### (15) 理科支援員の派遣

- ① 目的 科学・技術分野を専門とする人材を小学校理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援を行うことにより、小学校理科教育の活性化及び一層の充実を図るとともに小学校教員の理科指導力の向上を図る。
- ② 内容 小学校第3学年から第6学年理科における観察・実験等の体験的な学習について、理科支援員を対象学級に配置し、教員が作成した指導計画のもと、教員の支援を行う。
- ③ 対象 区立小学校第3学年から第6学年児童
- ④ 沿革 平成19年度から各学級6回3時間ずつ派遣  
平成23年度からは各学級14時間派遣に変更  
平成28年度からは第3学年から第6学年を対象に各学級7時間派遣に変更  
平成29年度からは各学級20時間派遣に変更

#### (16) 公費負担による実用英語技能検定

- ① 目的 グローバル化に対応できる英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを取ろうとする意欲を育む。
- ② 内容 対象となる生徒は、受験に当たって保護者と相談の上、自ら受験する級を7段階（1級から5級）から選択し、日本英語検定協会の実用英語技能検定を年1回公費負担で受検する。
- ③ 対象 区立中学校第3学年に在籍する全生徒
- ④ 沿革 令和元年度から実施

#### (17) 国際理解教育推進委員会

- ① 目的 国際都市おおたを標榜する大田区において、未来を担うグローバル人材の育成のための教育施策の方向性を検討する。
- ② 内容 施策の方向性、施策実現に向けた環境整備や意識啓発、その他必要な事項及び効果的な外国語活動・英語学習の在り方について検討する。
- ③ 沿革 平成26年度から設置

#### (18) 大田区外国語活動

- ① 目的 国際理解教育の一貫として、児童が外国人や英語に直接触れることにより、外国の文化や英語に対する興味・関心・意欲を育て、将来国際人として活躍できる素地を培う。

- ② **内 容** 小学校第1・2学年（各学年8時間）は、「英語に触れる」ことをテーマとして、挨拶、歌、ゲーム、自分のことを互いに伝える等の活動を行う。また、全ての時間において外国語教育指導員を配置する。
- ③ **沿 革** 平成27年度から全ての区立小学校で実施  
（小学校第1・2学年8時間、小学校第3・4学年12時間）  
平成29年度から小学校第3学年は外国語活動を35時間実施  
平成30年度から小学校第3・4学年は外国語活動を35時間実施  
令和2年度から小学校第1・2学年は8時間の大田区外国語活動を実施  
（小学校第3・4学年は35時間の外国語活動を、小学校第5・6学年は70時間の外国語の授業を実施）

### （19）英語カフェ

- ① **目 的** 児童・生徒が外国語活動や英語の授業で学習した内容を実践的に活用する機会を充実させる。
- ② **内 容** 各学校において、外国語教育指導員が配置された日に、放課後や休み時間等を利用して、外国語教育指導員と英語のみでのコミュニケーションを楽しむことのできる時間や場を設定する。
- ③ **沿 革** 平成26年度から全ての区立小・中学校で実施

### （20）イングリッシュキャンプ

- ① **目 的** 多様な国の外国人講師と共に行う、英語で実施する様々なアクティビティを通して異文化理解を深め、学んだ英語を使って進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。  
イングリッシュキャンプを通して学んだことを学級や校内に広げる取組により、大田区外国語活動や英語カフェ等の活性化を図る。
- ② **内 容** 様々な国の外国人講師と、一日英語を使って活動する。街中にある施設を再現したエリアでコミュニケーションを図り、海外の日常生活でよく使われる表現ややり取りを体験する。
- ③ **対 象** 小学校第5・6学年の希望者
- ④ **沿 革** 平成27年度から実施  
平成27・28年度は、区立小学校第5学年全学級から2名ずつが参加  
平成29年度から第5・6学年の希望者の参加に変更  
令和元年度からTOKYO GLOBAL GATEWAYに移行して実施  
令和2年度はオリンピック・パラリンピック開催想定だったため未実施

### （21）中学校生徒海外派遣

- ① **目 的** 海外でのホームステイを通して、外国の生活や文化の理解、並びに外国語（英語）の習熟等を図り、国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな生徒の育成を目指し、派遣後、成果を各学校の諸活動の進展に資する。
- ② **対 象** 区立中学校第2学年生徒56名
- ③ **沿 革** 昭和49年度から開始し、平成5年度（第10回）からは、西海岸コースに加え、東海岸にも生徒を派遣し、大田区と姉妹都市提携を結んでいるセーラム市でのホームステイを実施  
平成15年度は国際情勢不安のため中止  
平成16年度（第20回）は平成15年度の中止を受け、各中学校第2学年生徒2名・



第3学年生徒1名の派遣としたが、平成17年度（第21回）からは区立中学校第2学年生徒2名を派遣

平成18年度（第22回）からは、両コースともに東海岸コースにし、派遣生徒全員がセーラム市長へ表敬訪問

平成23年度（第27回）からは、工業が盛んなドイツのブレーメン市へのコースを新設

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止

## （22） 国語教育の充実

- ① 目的 基礎・基本の確実な定着を図るため、国語教育を重要課題の一つとして位置付けて、全校で国語力の向上を図る。
- ② 内容 「大田区小学生漢字検定」「読書活動の推進」「作文指導の充実」「話し合い活動」の充実を図る。
- ③ 取組 「朝の読書」等の一斉読書を全ての区立小・中学校にて実施、「大田区小学生漢字検定」を全ての区立小学校にて実施、「学習における図書の活用事例集」の作成
- ④ 対象 区立小・中学校の児童・生徒
- ⑤ 沿革 「朝の読書」等の一斉読書は平成15年度から小学校30校、中学校11校で開始し、以後各校に拡充、「大田区小学生漢字検定」は平成16年度から開始  
令和元年度から「大田区小学生漢字検定」の問題・解答作成を民間事業者に業務委託

## （23） 作文指導教材

- ① 目的 学力向上の重点施策の一つである「国語力の向上」を踏まえ、大田区教育研究会小学校国語部が作成した教材を効果的に活用し、児童の「書く力」の向上を図る。
- ② 内容 低学年・中学年・高学年ごとの2学年単位で学習する作文の補助教材「書くって楽しいね」を冊子として作成し、児童に配布する。併せて作文指導事例集も各校に配布し活用を図る。
- ③ 対象 低学年用、中学年用、高学年用をそれぞれ区立小学校第1・3・5学年児童に配布する。
- ④ 沿革 平成16年度に作文補助教材「書くって楽しいね」第1版を作成  
平成19年度、平成24年度に時宜を得た内容について指導できるよう2回改訂  
平成25年度に「作文指導事例集『書くって楽しいね』を使った作文指導」を作成  
令和元年度に作文補助教材「書くって楽しいね」を改訂

## （24） 読書活動

- ① 目的 大田区子ども読書活動推進計画のもと、児童・生徒の発達の段階に応じた読書活動の充実を図る。
- ② 内容
  - ア 国語力向上委員会読書活動部会による実践紹介、資料提供
  - イ 読書の時間や機会の確保、読書週間の取組
  - ウ 読書指導計画の作成等、児童・生徒の読書意欲を高める指導の充実
  - エ 読書環境の整備等、調べ学習における読書活動の充実  
平成28年度から読書相談、選書・購入、資料探し・調べもの学習・授業の支援、区内公共図書館や地域ボランティアとの連携等、司書教諭の補助を行う「読書学習司書」を設置。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成19年度から実施

平成 28 年度は小学校 20 校、中学校 10 校に読書学習司書を配置  
平成 29 年度は小学校 40 校、中学校 20 校に読書学習司書を配置  
平成 30 年度からは小学校 59 校、中学校 28 校に読書学習司書を配置

## (25) 日本語特別指導

- ① 目的 今後、国際化の進展が予想される中、「外国人にとって暮らしやすい地域社会を実現する」という方針のもと、日本語特別指導の充実を図る。
- ② 内容 区立小学校第 1 学年から区立中学校第 3 学年までの児童・生徒を対象にした通級型の日本語学級を蒲田小学校、蒲田中学校に設置する。集中的な初期指導 80 時間を終了し、引き続き日本語特別指導が必要とされ、通級を希望する児童・生徒に指導を行う。80 時間を上限とした集中的な初期指導は、対象児童・生徒の在籍校へ指導員を派遣する。  
多言語にも対応し、日本語指導の質の向上を目指して、専門業者に指導員派遣を委託している。  
日本語特別指導の在り方を協議するために、日本語指導検討委員会を設置し、よりよい日本語特別指導を推進する。
- ③ 沿革 昭和 63 年度から日本語指導、平成 17 年度から日本語特別指導の実施  
平成 21 年度に小学校の日本語学級が認可  
平成 22 年度に中学校の日本語学級が認可  
平成 30 年度から初期指導の上限を 60 時間から 80 時間に増配置

## (26) リスクマネジメント対策チーム (RiM) 事業

- ① 目的 児童・生徒の問題行動の未然防止のためのリスクマネジメント及び早期解決のためのクライシスマネジメントを行い、区立小・中学校の生活指導の安定を図る。
- ② 内容 児童・生徒の身体に関わる事故や事件、いじめの重大事態、校内暴力、被虐待等の重大事案の対応に特化したチームであり、未然防止や啓発も含む。重大事案がない場合は、定期的な学校訪問を実施し、各学校の置かれた状況を把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、問題行動の未然防止に努める。  
RiM 会議を定期的に行い、対応状況・進捗状況等を確認し、今後の対応策について共通理解を図る。月に 1 回程度、問題行動対応サポート専門員を加えた拡大 RiM 会議を開催する。  
児童・生徒に関わる事故、事件・犯罪・自殺等の緊急時に、被害者のこころのケアのため、学校等の現場に派遣する緊急支援チーム（クライシス・レスポンス・チーム：CRT）の役割も担う。  
校内研修会や管理職研修等で、配慮の必要な児童・生徒やいじめ・自殺予防、保護者対応等について、講義・演習を実施する。
- ③ 沿革 これまでの問題行動対応サポートチームをベースに、各校の困難な事案に対し、より実効的で適切な対応を迅速に行えるよう、令和 2 年度から新たに法務担当副参事、担当統括指導主事・指導主事、問題行動対応サポート専門員、生活指導支援員、生活指導補助員等で構成されるリスクマネジメント対策チームを発足した。  
令和 3 年度に大田区いじめ防止対策推進条例を制定

## (27) 生活指導の徹底・充実

- ① 目的 児童・生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。
- ② 内容 ア 「大田区立学校における不登校問題解決要綱」により、児童・生徒の不登校を解消する。

イ 生活指導主任対象の研修を通し、生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。

③ 対象 区立小・中学校教員及び生活指導主任

⑤ 沿革 平成 17 年度に大田区立学校における不登校問題解決要綱を制定  
令和 2 年度に大田区不登校対策基本方針及び大田区不登校対策  
アクションプランを策定

## (28) 総合的な学習の時間

### ① 総合的な学習の時間の充実

ア 目的 「総合的な学習の時間」の趣旨を生かし、各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫をし、特色ある教育活動を実施する。

イ 内容 (ア) 国際理解教育 (イ) 情報教育 (ウ) 環境教育  
(エ) 福祉・健康教育 (オ) 地域・郷土学習  
(カ) ボランティア学習 (キ) その他

ウ 対象 区立小・中学校の児童・生徒

エ 沿革 平成 12 年度から開始

### ② ものづくり学習の推進

ア 目的 「工場のまち」の特色を生かし、区立小・中学校において、区内民間工場等に従事する技術者、技能者の協力を得たものづくり学習を行い、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、創造性に富み郷土を愛する心を培う。

イ 実績 ものづくり教育・学習フォーラム（第 18 回 令和 2 年 1 月 18 日 於：大田区産業プラザ Pi0 参加人数 6,469 名、第 19 回 令和 3 年 1 月 16 日 中止）  
ものづくり科学スクール（年 10 回 参加人数 162 名 共催のアルプスアルパイン株式会社技術者が講師として指導）

ウ 対象 区立小・中学校の児童・生徒

エ 沿革 平成 12・13 年度の 2 年間「文部科学省ものづくり学習振興支援事業」の推進地域としての指定を受け、ものづくり学習の研究を推進

平成 14 年度からものづくり教育・学習フォーラムを開催

平成 15 年度からものづくり科学スクールをアルプス電気株式会社（現アルプスアルパイン株式会社）の協力を得て開催

令和 2 年度からものづくり学習の教育課程開発に関する研究を行う小学校を 2 校指定するとともに、「ものづくり教育の充実に係る検討委員会」を設置し、方策を検討

令和 3 年度からものづくり学習の教育課程開発に関する研究を行う小学校を 1 校追加指定

### ③ 日本の文化・伝統学習の推進

ア 目的 地域社会の歴史、伝統・文化、産業等について理解を深め、郷土への愛着を育てる。児童・生徒による和楽器の演奏会を実施し、和楽器に触れて親しむことや海苔すきの体験学習等を通して、日本の伝統・文化のよさを考える。

イ 実績 「日本の伝統・文化の継承をはかる指導」

実践校では、様々な伝統・文化の体験学習等、外部講師を招いて実習・地域の産業に関わる工場見学や技術者の講話の実施（海苔すき、とんびだこ製作、茶道、華道、将棋、囲碁、琴、三味線等を区立小・中学校で実施）

ウ 沿革 平成 16 年度から実施

## (29) 中学校生徒職場体験

- ① 目的 生徒が自立した社会人となるために必要な望ましい勤労観、職業観を養うことにより、地域社会の一員としての自覚を高め、生きる意欲を引き出す。
- ② 内容
  - ア 中学校生徒職場体験連絡協議会（年1回）
  - イ 受入事業所一覧の作成と配布
  - ウ 各中学校において3日間以上の職場体験の実施
  - エ 「中学校生徒職場体験実践報告書」のとりまとめ
- ③ 対象 区立中学校第2学年生徒
- ④ 実績 令和元年度は3日間の職場体験をした学校27校、5日間1校  
令和2年度は感染症対策のため中止
- ⑤ 沿革 中学校生徒の職場体験は、以前より各中学校で実施されていたが、平成17年度から各中学校において3日間以上の職場体験を開始  
職場体験連絡協議会は、平成26年度からそれまでの職場体験連絡会を、学校・受入事業者・地域協力者による協議会に発展させて開始

## (30) 体育・健康教育授業地区公開講座

- ① 目的 保護者や地域住民が体育・健康に関する授業等を参観するとともに、子どもの体力向上について協議し、学校・家庭・地域の取組を推進する。
- ② 内容 「体力向上モデル校」を指定し、体育・健康教育の授業公開や体力調査結果に基づく体力向上の取組についての研究発表や講演会を実施するとともに、教員と保護者、地域住民による意見交換会を開催し、子どもの体力向上の具体策について協議する。
- ③ 沿革 平成26年度は小学校2校で実施  
平成27年度は小学校9校、中学校3校を指定  
平成28年度は小学校20校、中学校5校を指定  
平成29年度は小学校40校を指定  
平成30年度からは全ての小学校で実施

## (31) 体育指導補助員

- ① 目的 小学校低学年体育の授業の改善・充実を図る。
- ② 内容 小学校低学年体育の授業に体育指導補助員を週4時間、年間25～35週配置する。  
令和3年度は、小学校第3学年から第6学年にも学校が必要とする場合、配置する。
- ③ 沿革 平成27年度は体力向上モデル校の小学校9校で実施  
平成28年度は体力向上モデル校の小学校20校で実施  
平成29年度は体力向上モデル校の小学校40校で実施  
平成30年度から全ての小学校で実施

## (32) 小学生駅伝大会

- ① 目的 大田区のスポーツ振興及び小学校教育の一環として、児童の健康増進や持久力をはじめとする体力向上事業の成果を発表する場及びスポーツ振興・児童同士の交流の場とする。
- ② 内容 全ての区立小学校が、第5・6学年児童男女各3名、計12名を1チームとして編成して参加する駅伝記録会を実施する。大田スタジアム特設周回コースを使用する。
- ③ 沿革 平成24年度から小学生駅伝大会を多摩川緑地にて実施

平成 24 年度と平成 25 年度は区立小学校 30 校ずつが参加  
平成 26 年度から全校による小学生駅伝大会を大田スタジアムにて実施  
平成 30 年度は都立つばさ総合高等学校にて実施  
令和元年度から大田スタジアムにて実施  
令和 2 年度は感染症対策のため中止

### (33) 学校公開の実施

- ① 目的 学校教育の状況を保護者・地域の人々に公開し、信頼される学校づくりを推進する。保護者・地域の人々に開くことによって学校改善を推進する。
- ② 内容 毎学期ごとに数日間の学校公開を行う。年 1 回は週休日に教科の授業を公開する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 学校公開は、以前から各学校で実施されているが、平成 21 年度から保護者による授業評価を開始

### (34) ICT教育

- ① 目的 ICT機器やデジタルコンテンツを活用した授業により、児童・生徒が主体的に目的や条件に応じて、情報の処理、加工、創造、発信ができる「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」といった「情報教育」を推進し、児童・生徒の情報モラル・情報リテラシーの向上と定着を図る。「わかる授業」や「児童・生徒の興味・関心・意欲を引き出す授業」を目標とした授業改善に取り組み、授業の質の向上を図ることによって、確かな学力の定着と学ぶ意欲の伸長を図る。
- ② 内容 電子黒板やデジタル教科書等のデジタル教材を活用することで、授業に興味・関心をもたせ、児童・生徒にわかりやすく、理解しやすい授業を行う。  
タブレット端末を活用して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進する。  
教職員向けの ICT機器の活用サポート体制（ICT支援員、ヘルプデスク）の充実を図る。
- ③ 沿革 平成 26 年度に全ての区立中学校に 43 台のタブレット端末を導入するとともに、ICT活用推進委員会を立ち上げ推進計画内容を検討する等、ICT環境整備事業が開始された。  
平成 29 年度に全ての区立小・中学校の普通教室にスライドレール式電子黒板と書画カメラ、無線 LAN アクセスポイントを整備し、教員用のタブレットを 1 人 1 台、児童・生徒用タブレットを 40 台ずつ（21 クラス以上の大規模校には 80 台）配備した。学校ごとに導入研修を実施し、ICT支援員を派遣するとともに、学校 ICT 設備の問い合わせに対応するヘルプデスクを設置した。  
令和元年度以降も、電子黒板やタブレット端末の追加配備をする等、引き続き ICT 環境整備に努めてきた。  
令和 2 年度は、文部科学省の「GIGAスクール構想」の前倒しを受け、学びの保障、新しい学びの構築、ICT活用の加速化の 3 つの視点のもと、ICT教育の各施策を体系的に位置付ける「大田区教育 ICT 化推進計画」を策定した。  
この計画に基づき、令和 5 年度までに進める予定であった「1 人 1 台タブレット端末」環境の整備を行った。令和 2 年度末までに 32,000 台のタブレット端末を小学校に追加配備し、区立小学校全児童への貸与を終えた。中学校については、羽田中学校、南六郷中学校、蒲田中学校の 3 校をモデル校とし、タブレット端末 1 人 1 台環境を先行的に実現した。  
また、持ち帰り学習用にモバイルルーターを合計 2,000 台調達し、中学校第 3 学

年生徒及び小学校第4学年から第6学年児童のうち、インターネット環境が無い家庭向けに貸与を行った。貸与の際、端末の取扱いについてのマニュアルを作成し、各校へデータにて送付した。令和3年度5月中に中学校への貸与を終え、全児童・生徒1人1台の端末環境の整備が完了した。

### (35) ICT教育推進専門員

- ① 目的 ICT教育及び大田区の学校教育に通じた人材を活用し、「大田区教育ICT化推進計画」の基本方針I「ICTによる新たな学びの実現」に基づいて、学校のICT活用推進に向けた指導・助言を行い、大田区のICT教育の推進を図る。
- ② 内容 ICT教育に関する高度な専門性をもつ人材を配置し、区内小・中学校を定期的に訪問させることで、各学校におけるICT教育の実態を把握し、改善に向けた助言を行う。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 令和3年度から2名配置

### (36) 教員・保護者向け情報モラル研修

- ① 目的 教員、保護者の情報モラルに関する意識を高め、適切なインターネットの使用等を推進することで、児童・生徒の健全育成に資する。
- ② 内容 実態調査結果の分析、ネット利用の現状把握、各種機器の体験等
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ⑤ 沿革 平成28年度から実施  
令和2年度から希望校には保護者向けに加えて児童・生徒向けの講習会を実施

### (37) 発達障がい支援アドバイザー

- ① 目的 巡回指導教員の専門性や通常の学級における発達障がいの可能性のある児童への学級担任等の指導の質を高めるために、専門家が指導・助言を行う。
- ② 内容 発達障がい支援アドバイザーが各小学校を分担して訪問し、年間約40時間、担当校の実態把握や指導方法改善のための助言や支援、指導の補助等を実施する。
- ③ 沿革 平成27年度から「発達障害の可能性のある児童に対する早期支援研究事業」の一環として行われ、指定校10校を2人で分担して実施した。  
平成29年度は小学校全59校を7人で、平成30年度は小学校全59校を8人で分担して実施した。  
令和元年度は小学校全59校及び中学校特別支援教室モデル事業を実施する7校を10人で分担して実施した。  
令和2年度からはさらに中学校7校を対象校に加え、10人で分担して実施

### (38) 部活動指導員

- ① 目的 中学校における教員の勤務負担軽減及び部活動指導の充実を図り、部活動の運営を確保するため、中学校に大田区立中学校部活動指導員を配置する。
- ② 内容 単独で部活動を担当し、指導する。学校外での大会・練習試合の引率等を行う。
- ③ 対象 区立中学校24校
- ④ 沿革 平成30年度はモデル事業として実施し、中学校10校に部活動指導員を配置  
令和元年度はモデル事業として実施し、中学校20校に部活動指導員を配置  
令和2年度は中学校22校に28名の部活動指導員を配置  
令和3年度は中学校24校に28名の部活動指導員を配置

### (39) 副校長アシスタント（副校長補佐）

- ① 目的 多忙な副校長の業務負担を軽減するため、副校長アシスタントを全小・中学校に配置する。
- ② 内容 調査・報告、施設管理、サービス管理、学校徴収金等の副校長の業務を補佐する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成30年度に全小・中学校に1名ずつ副校長アシスタントを配置  
87校中41校（小学校20校、中学校21校）は、都の「学校マネジメント強化モデル事業」（平成30年度からの2年間）として実施  
令和2年度及び令和3年度は87校中79校（小学校53校、中学校26校）が、都の「学校マネジメント強化モデル事業」（各年度1年間）として実施

### (40) 教員支援員

- ① 目的 教員の業務負担を軽減するため、教員支援員を全小・中学校に配置する。
- ② 内容 教員の事務的・作業的業務（教材等の授業準備、学習プリントの印刷、教室環境整備等）を補助する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 令和2年度から全小・中学校に1名ずつ教員支援員を配置

### (41) 不登校対策事業

- ① 目的 「大田区立学校における不登校問題解決要綱」「大田区不登校対策事業実施要綱」「大田区不登校対策事業実施要領」に基づき、学校が教育委員会及び関係機関や専門家と連携して、不登校児童・生徒やその保護者を支援するとともに、個々の状態を把握し計画的に支援する体制づくりを推進する。
- ② 内容 校長より指名された登校支援コーディネーターは、不登校児童・生徒の情報収集、不登校対策委員会の開催、計画書・報告書の提出等、不登校対策の中心的な役割を担う。登校支援コーディネーターの負担軽減として、学習指導等を代わりに実施する講師を配置する。保健室に来る児童・生徒の対応や事務補助等を行う養護教諭補助を配置する。
- ③ 対象 実施校 中学校28校
- ④ 沿革 平成28年度は都のモデル校として中学校7校で実施  
平成29年度は都のモデル校として中学校7校、小学校6校で実施  
平成30年度は区の実施校として中学校14校、小学校6校で実施  
令和元年度は区の実施校として中学校21校、小学校6校で実施  
令和2年度から全中学校28校で実施  
令和3年4月1日から不登校特例校分教室「みらい教室」を開室

### (42) 子ども科学教室

- ① 目的 児童・生徒の科学的思考力や科学に対する探求心を育成するための事業の一つとして実施し、科学教育の振興を図る。ふだん学校や家庭では体験できない実験・観察を通し、身の回りの自然現象に直接触れ、自然に対する興味・関心をもつことができるようにする。
- ② 根拠法令 理科教育振興法第3条
- ③ 対象 大田区在住及び在学の小・中学生、保護者

④ 子ども科学教室受講等人数

年度	開催回数	募集人員の総数	応募人数	受講者数
2	6回	90名	345名	98名
元	17回	732名	1,260名	736名
30	26回	772名	1,271名	625名
29	16回	544名	1,189名	511名

⑤ 子ども科学教室実施内容(全22回の計画のうち6回実施)

NO	講座名	親子講座
1	空気砲を作って空気の力を調べよう	○
2	クリップモーターを作ろう	○
3	ペットボトルロボを作ろう	○
4	カラフル菊を作ろう	○
5	七変化万華鏡 美しい世界を体験しよう	○
6	ミョウバンでキラキラ宝石のような結晶を作ろう	

注：新型コロナウイルス感染症に係る対応により、夏期休業日終了まで及び1月8日から2月7日までの回を中止とした。また、参加児童間の距離をとったり、募集人数を減らしたりするなどの感染防止措置を行いながら実施した。

⑥ 沿革 平成13年度から実施

(43) ものづくり科学スクール

① 目的 大田区のものづくり教育推進の一環として、児童・生徒（区内在住の小学校第4学年から中学校第3学年）が身近にある最先端の科学技術に触れ、科学工作等を体験することにより、ものづくりや科学の楽しさを味わい、科学の原理等を理解することにより、ものづくりや科学に一層、興味・関心をもつことができるようにする。

② 内容 アルプスアルパイン株式会社に科学技術者の派遣を依頼し、電子部品キットの組立等科学工作を中心に、ハンダ付け、工具の取り扱い等基礎的技術の習得を図り、科学の原理や工作技術の説明を加えた内容とする。事業に関わる事務及び進行は、科学教育センターの教育相談員が行い、受講者からは材料費を徴収する。

③ ものづくり科学スクール実施状況及び応募者数（令和2年度）

	回	実施日	場所	講座名（題材）	応募者数	（倍率）
後期	1	10月18日（日）	池上会館	光センサー・よけロボ	101名	(10.1)
	2	11月15日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	115名	(5.8)
	3	12月6日（日）	池上会館	AM/FMラジオ	91名	(9.1)
					307名	(7.7)

注1：定員は電子ピアノの講座が20名、他は10名

注2：令和2年度は全3講座、定員40名に対して応募者総数は307名（7.7倍）

注3：新型コロナウイルス感染症に係る対応により、夏期休業日終了まで及び1月8日から2月7日までの回を中止とした。また、参加児童間の距離をとったり、募集人数を半減したりするなどの感染防止措置を行いながら実施した。

④ 沿革 平成15年度から実施



#### (44) 小・中学校連合行事

- ① 目的 区立小・中学校の各学校での取組の成果を発表する場として設定し、児童・生徒及び教員が他に学ぶ機会をもつことで切磋琢磨し、学習意欲の向上と指導力向上を図る。
- ② 対象 全ての区立小・中学校の児童・生徒
- ③ 実績 (令和2年度)

行事名	対象者	回数
特別支援学級連合運動会	特別支援学級児童・生徒	感染症対策のため未実施
特別支援学級連合球技大会	特別支援学級生徒	感染症対策のため未実施
特別支援学級連合移動教室	特別支援学級児童・生徒	感染症対策のため未実施
特別支援学級連合演劇鑑賞教室	特別支援学級児童・生徒	感染症対策のため未実施
特別支援学級連合作品展覧会	特別支援学級児童・生徒	隔年1回 令和3年度予定
小学校家庭科作品展覧会	区立小学校児童	隔年1回 令和2年度実施
小・中学校連合音楽鑑賞教室	区立小学校第5学年児童 区立中学校生徒	感染症対策のため未実施
小学校連合音楽会	区立小学校児童	感染症対策のため未実施
中学校連合陸上大会	区立中学校生徒	感染症対策のため未実施
中学校連合学芸会 (音楽・演劇・英語)	区立中学校生徒	感染症対策のため未実施
中学校連合ダンス発表会	区立中学校生徒	感染症対策のため未実施
大田区立小学校連合図画工作科作品展	区立小学校児童	令和2年度実施
大田区立中学校連合技術・家庭科作品展	区立中学校生徒	令和2年度実施
大田区立中学校連合美術科作品展	区立中学校生徒	令和2年度実施
大田区立小学校連合書初展	区立小学校児童	令和2年度実施
大田区立中学校連合書初展	区立中学校生徒	令和2年度実施

#### (45) 研究・研修

##### ① 各種専門研修等

ア 目的 学校経営、学習指導、生活指導、学級指導等の教育活動の諸分野について、学校が抱えている教育課題を踏まえながら、教育公務員としての自覚と資質を高める。

イ 対象 区立小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭

令和2年度 各研修実績

研修会名	内容	回数	参加人数
新任・区外転入管理職研修	新任管理職の学校経営能力、実務能力等の向上を図る研修を行った。	3	64
評価者訓練	人事考課制度と管理職の評価能力の向上を図るための研修を行った。	4	177
主幹教諭研修会	主幹教諭の職務に対する理解を深めるとともに、実践的職務遂行能力の向上を図った。	3	211
主任教諭研修会	令和2年度は中止		

教務主任会	教務に関する諸活動の充実を図り、教育課程や各学校の課題への対策を構想し、資質の向上のための研修を行った。	2	176
中学校進路指導主任会	進路指導主任の職務に対する理解を深めるとともに、実践的な職務遂行能力の向上を図った。	4	125
生活指導主任会	生活指導の充実を図るため、学校内外の生活指導上の諸問題について情報交換を行い、指導の在り方を研修する。また、地区別連絡協議会の充実を図った。	11	945
授業改善セミナー	令和2年度は中止		
初任者研修会 センター研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るため、センター研修を行った。(課題提出623,センター研修231)	10	854
初任者研修会 夏季集中研修	1学期の指導上の課題とこれからの指導の充実を図った。	2日	178
初任者研修会 課題別研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るため、課題別研修を行った。	6	537
2年次研修	2年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	3	360
3年次研修	3年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	2	164
中堅教諭(養護教諭)等資質向上研修I	教職経験が10年に達した教員を対象に、学習指導・生活指導等の能力の向上をはじめ、教育公務員としての資質・能力の向上を図る研修を行った。	8	468
小学校外国語活動研修	令和2年度は中止		
教育相談研修	教育活動に必要な教育相談の基礎的な理論や技法について、講義・演習を通して研修した。	4	99
日本の伝統文化研修	日本の伝統文化のよさに触れ、日本の伝統・文化の継承を図る指導を推進していくための研修を行った。	1	35
郷土博物館研修	令和2年度は中止		
和楽器実技研修	令和2年度は中止		
特別支援教育研修(通年)	通常学級における教員が、発達障がい等の特別な支援を要する児童・生徒への理解を深め、具体的な指導のあり方を研修した。	2	164
特別支援教育コーディネーター連絡協議会	特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高め、各校における特別支援教育の推進を図った。	2	187
エリアネットワーク研修	区内の都立特別支援学校と連携し、特別支援教育の基礎とエリアネットワークの考え方について理解を深めた。	1	148
人権教育研修	学校や地域の人権上の課題を明らかにし、各学校が人権教育の一層の充実を図るために講話・協議等を通して研修を行った。	7	616
I C T活用研修	悉皆研修と選択研修を設定し、授業におけるコンピュータ活用等学校全体の情報教育の推進、向上を図る研修を行った。	6	206
小学校理科授業力向上研修	現行学習指導要領で新たに取り扱うこととなった内容の研修を中心に構成した。最先端の科学と結び付けることにより、教員自身の興味・関心を喚起した。	16	313
中学校理科授業力向上研修	理科を専門とするアドバイザーから理科教育の観察・実験の授業を観察し、指導・助言を受ける研修を行った。	7	20

## ② 指導・調査研究

### ア 進路指導対策

- (ア) 目的 区立中学校におけるキャリア教育の推進や、各学校における進路指導上の課題への対応及び講演会等の研修会を通して、よりよい進路指導を推進する。
- (イ) 対象 区立中学校校長、進路指導主任
- (ウ) 実績 進路指導主任会 (年2回)  
成績一覧表調査 (年2回)

### イ 生活指導の充実

- (ア) 目的 学校や学区における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導の在り方を協議し、研修を通して学校の生活指導の向上を図る。
- (イ) 対象 区立小・中学校生活指導主任
- (ウ) 実績 生活指導主任会 (8回 ※感染症対策のため中止3回)、児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会 (※感染症対策のため中止)、学校と警察の連絡協議会 (※感染症対策のため中止)、学年末非行防止連絡協議会 (1回) (中学校長、大森少年センター署員、4警察署生活安全課長)

### ウ 外国人による英語指導

- (ア) 目的 外国人の外国語教育指導員を活用して、日常的な会話や簡単な情報交換等ができるよう、実践的なコミュニケーション能力を培うことを目指す。
- (イ) 対象 区立小・中学校全学年
- (ウ) 実績 派遣時間 小学校第1学年・第2学年(年間8時間)  
第3学年・第4学年(年間25時間)  
第5学年・第6学年(年間60時間)  
中学校全学年(年間21時間)  
※平成29年度から第3学年は年間25時間  
※平成30年度から第3・4学年は年間25時間、第5・6学年は年間40時間  
※令和2年度から第5・6学年は年間60時間、中学校全学年は年間21時間

### エ 外国人、帰国児童・生徒日本語特別指導

- (ア) 目的 日本語指導が必要な在日外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒を対象に、個別や小集団による日本語指導を行う。
- (イ) 対象 日本語特別指導が必要な小学校第1学年から中学校第3学年の児童・生徒
- (ウ) 実績 日本語特別指導(初期指導) 小学校38校120人、中学校12校28人  
日本語学級における指導 小学校24校43人、中学校13校49人(令和2年度)

### オ 各種調査委員会等

- (ア) 目的 おおた教育ビジョンの円滑な実施と今日的教育課題への対応を図るため、必要な調査委員会を設置し、具体策を協議・検討する。
- (イ) 対象 区立小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭

(ウ) 実績 (令和2年度)

各種調査委員会	内 容	延べ回数	委員数
国語力向上推進委員会	小・中学校読書活動部会の2つの部会を設定し、校務支援システムで児童・生徒の国語力の向上を図った。	1	12
体力調査委員会	体力向上プログラムの一部改訂を行い、大田区ホームページに掲載した。	3	12
食育推進委員会	給食指導や各教科で取り組まれてきた食に関する指導を整理し、報告書にまとめた。また、保護者啓発用リーフレットを作成し、食育を推進した。	5	16
中学校社会科副読本作成委員会	新学習指導要領の全面実施に向けて副読本の全面改訂を進めた。	3	18
人権・平和に関する指導資料作成委員会	児童・生徒への人権教育の推進を図るため、人権課題に関する指導資料を作成した。	1	7
ものづくり教育・学習フォーラム準備会	令和2年度は中止		
授業改善リーダー連絡会	令和2年度は中止		
理科教育推進委員会	理科教育推進に向けた意見集約を校務支援システムで行った。	1	19
自然体験活動推進委員会	令和2年度は中止		
学習カルテ・学習カウンセリング検討委員会	令和2年度は中止		
小学生駅伝大会実行委員会	令和2年度は中止		
日本語指導検討委員会	日本語指導についての情報交換及び事業改善に向けた協議を行った。	2	6

カ 教育研究推進校

(ア) 目的 教育委員会の教育目標及び教育施策を達成するため、教育委員会及び区立学校が当面する教育課題を積極的に解決するよう実践的研究や活動を奨励し、大田区における学校教育の推進・充実を図る。

(イ) 対象 <1年次>大森第四小学校、入新井第五小学校、池上小学校、小池小学校、萩中小学校、西六郷小学校、大森第二中学校、南六郷中学校  
<2年次>梅田小学校、久原小学校、北糺谷小学校、出雲小学校、道塚小学校、大森第四中学校、石川台中学校、羽田中学校

(46) 学習・指導資料作成

① 目的 児童・生徒の確かな学力・体力の向上、道徳の授業を核とした心の教育の推進、宿泊を伴う学校行事の一層の充実等を図るため、児童・生徒の学習資料を作成するとともに指導の充実・改善を図る資料を作成する。

② 対象 区立小・中学校の校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、全児童・生徒

### ③ 実績

資料本名	内 容	配布学年
わたしたちの大田区	小3 学年用社会科副読本	小学校第3 学年児童
わたしたちの大田区・東京都	小4 学年用社会科副読本	小学校第4 学年児童
のびゆく大田区	中学校用社会科副読本	中学校第1 学年生徒
新版 野辺山学習ガイド	中学校移動教室用冊子	中学校第1 学年生徒
新版 とうぶ学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第6 学年児童
新版 伊豆高原学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第5 学年児童
人権に関する学習資料（小学校）	小学校人権教育リーフレット	小学校第6 学年児童
人権に関する指導資料（小学校）	人権に関する指導資料	小学校管理職・教員
人権に関する学習資料（中学校）	中学校人権教育リーフレット	中学校全学年生徒
人権に関する指導資料（中学校）	人権に関する指導資料	中学校管理職・教員
人権に関する指導資料（特別編）	「お肉の情報館」を活用した学習ガイド	小中学校管理職・人権教育推進担当教員
平和に関する指導資料	中学校人権に関する指導資料	小中学校管理職・教員
書くって楽しいね（低・中・高）	作文補助教材	小学校第1・3・5 学年児童

### （47）大田区教育研究会

- ① 目的 大田区教職員の研究と修養を深め、その成果を教育の振興・発展に資する。
- ② 対象 区立小学校・中学校・館山さざなみ学校 校長・副校長・主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭・養護教諭・事務職員・学校栄養職員
- ③ 実績 一斉部会は年6回開催している。研究授業に向けての事前研究会等は、随時開催している。
- ④ 会員数 小学校1,555名、中学校713名、会員数計2,268名（令和3年4月19日現在）
- ⑤ 内容 教育の発展に資する各種研究機関の設置とその運営  
教育に関する研究、出版、広報活動  
教職員の研修及び研究奨励に関する事業  
小中一貫教育への研究・研修
- ⑥ 部会等
  - ア 小学校研究部  
国語 社会 算数 理科 生活科・総合的な学習の時間 音楽 図工 家庭 体育 道徳 外国語活動 特別活動 学校保健 情報教育 図書館教育 児童文化 学校給食 学校事務
  - イ 中学校研究部  
国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 英語 道徳 特別活動 養護 総合的な学習の時間 情報教育 図書館教育 生活指導 演劇 学校給食 学校事務 新聞教育
  - ウ 小・中合同研究部  
特別支援教育 学校教育相談 環境教育 人権教育 進路指導 福祉・ボランティア教育
  - エ その他  
「小中一貫教育の会」があり授業公開や協議会を実施している。

#### (48) 小・中学校使用教科書一覧

大田区教科用図書採択要綱に基づき、小学校・中学校の教科用図書は、下記を使用する。

##### <小学校・館山さざなみ学校>

種目名	教科書名	発行者名
国語	国語	光村図書出版
書写	書写	光村図書出版
社会	新しい社会	東京書籍
地図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	帝国書院
算数	新しい算数	東京書籍
理科	たのしい 理科	大日本図書
生活	わくわくせいかつ・いきいきせいかつ	啓林館
音楽	小学生の音楽	教育芸術社
図画工作	図画工作	日本文教出版
家庭	小学校 わたしたちの家庭科	開隆堂出版
保健	みんなの保健	学研教育みらい
英語	CROWN Jr.	三省堂
特別の教科 道徳	かがやけ みらい 小学校道徳	学校図書

##### <中学校>

種目名	教科書名	発行者名
国語	国語	光村図書出版
書写	中学書写	光村図書出版
社会（地理的分野）	社会科 中学校の地理	帝国書院
社会（歴史的分野）	新しい社会 歴史	東京書籍
社会（公民的分野）	新しい社会 公民	東京書籍
地図	中学校社会科地図	帝国書院
数学	新しい数学	東京書籍
理科	新しい科学	東京書籍
音楽（一般）	中学生の音楽	教育芸術社
音楽（器楽合奏）	中学生の器楽	教育芸術社
美術	美術	日本文教出版
保健体育	中学保健体育	学研教育みらい
技術・家庭（技術分野）	技術・家庭（技術分野）	開隆堂出版
技術・家庭（家庭分野）	技術・家庭（家庭分野）	開隆堂出版
英語	NEW CROWN	三省堂
特別の教科 道徳	中学道徳 あすを生きる	日本文教出版

## 4 交通安全巡回指導

(1) 目的 児童の交通安全を図るため、平成9年度から専任の交通安全指導員2名を配置し児童に交通安全意識を身に付けさせるとともに、児童自身でその場の状況に応じた正しい判断ができるようになることを目的として指導している。

指導内容は、主に「歩行のルールや横断歩道の渡り方」「自転車の点検と正しい乗り方」「日常生活における交通安全・交通法規の確認」の3点である。それぞれに指導目標を定めて計画的に実施している。

(2) 対象 区立小・中学校の児童・生徒

(3) 根拠 大田区交通安全指導員設置要綱

### (4) 実績（令和2年度）

内 容	対 象	回 数	児童数
歩行訓練	小学校第1学年	44回	3,785人
自転車教室	小学校	51回	4,415人
下校指導	小学校	46回	3,850人
交通安全教室	小学校	91回	17,942人
	中学校	5回	731人
計		237回	30,723人

## 5 特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）を設置している。

特別支援教育は一人ひとりの障がいの特性や発達状況に応じてきめ細かな指導を行い、社会生活に必要な能力を最大限に伸ばすことを目標としている。

### (1) 根拠法令 学校教育法第81条第2項、学校教育法施行規則第140条

### (2) 事業内容

特別支援学級は、固定学級と通級指導学級がある。固定学級は知的障害学級、通級指導学級は弱視、難聴、言語障害学級として設置している。

特別支援教室（サポートルーム）は、これまで情緒障害等指導学級として行ってきた指導を在籍校で受けられるようにしたもので、小学校は平成28年度から全校に設置している。中学校については令和元年度からの段階的实施を経て、令和3年度から全校設置となった。

### (3) 特別支援学級設置数等（令和3年5月1日現在）

#### 小学校・知的障害固定学級（14校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森第五	2	9	昭和33年11月1日
入新井第一	2	14	昭和29年4月1日
馬込第二	2	16	昭和37年4月1日
池上	4	29	昭和43年4月1日
池上第二	3	17	平成23年4月1日
東調布第一	4	26	昭和29年4月1日
雪谷	3	20	昭和32年10月1日
洗足池	3	21	平成27年4月1日
東糶谷	5	39	昭和35年4月11日
出雲	4	25	昭和44年4月1日
西六郷	4	25	昭和36年4月18日
矢口西	2	11	平成31年4月1日
矢口東	3	23	昭和33年11月1日
蒲田	3	20	昭和29年6月14日
計	44	295	

#### 小学校・弱視通級指導学級（1校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
東調布第三	1	9	昭和49年4月1日
計	1	9	

#### 小学校・難聴通級指導学級（2校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	7	昭和37年5月7日
北糶谷	1	9	昭和52年3月8日
計	2	16	

#### 小学校・言語障害通級指導学級（4校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	2	25	平成25年4月1日
東調布第三	2	22	平成27年4月1日
北糶谷	2	29	平成7年4月1日
志茂田	3	42	昭和61年4月1日
計	9	118	

#### 中学校・知的障害固定学級（10校）

校名	学級数	生徒数	設置年月日
大森東	2	17	平成27年4月1日
大森第八	3	21	昭和42年4月1日
馬込	4	27	昭和42年4月1日
東調布	3	17	昭和33年11月5日
石川台	1	7	令和3年4月1日
羽田	2	14	昭和40年4月14日
六郷	3	17	平成25年4月1日
志茂田	3	24	昭和35年11月4日
矢口	2	13	平成31年4月1日
蓮沼	2	14	昭和31年4月1日
計	25	171	

#### 中学校・難聴通級指導学級（1校）

校名	学級数	生徒数	設置年月日
御園	1	8	昭和57年4月1日
計	1	8	



(4) 特別支援教室（サポートルーム）児童・生徒数（令和3年5月1日現在）

小学校（59校）

グループ	校名	拠点校	児童数
1	中富	※	15
	大森第四		27
	大森第一		25
2	大森東	※	4
	大森第五		3
	入新井第五		5
	入新井第一		11
3	梅田	※	12
	山王		9
	馬込第二		11
4	入新井第二	※	25
	開桜		22
	池上		13
	入新井第四		19
5	馬込第三	※	14
	馬込		18
	池雪		20
6	小池	※	12
	洗足池		8
	赤松		10
	清水窪		11
7	調布大塚	※	11
	田園調布		8
	雪谷		7
8	東調布第三	※	11
	久原		33
	松仙		26
9	嶺町	※	14
	東調布第一		15
	千鳥		12
10	多摩川	※	37
	矢口		21
	矢口西		14
11	志茂田	※	19
	相生		17
	矢口東		10
	道塚		42
12	おなづか	※	8
	池上第二		20
	徳持		8
13	六郷	※	19
	西六郷		10
	高畑		8
	南六郷		8
14	仲六郷	※	7
	東六郷		12
	新宿		9

グループ	校名	拠点校	児童数
15	羽田	※	6
	糺谷		10
	東糺谷		18
16	中萩中	※	17
	都南		11
	萩中		6
17	南蒲	※	13
	北糺谷		11
	出雲		35
18	東蒲	※	7
	大森第三		13
	蒲田		7
計			854

中学校（28校）

グループ	校名	拠点校	生徒数
1	大森第十	※	11
	馬込		4
	貝塚		11
	田園調布		10
	雪谷		4
	大森第六		7
	石川台		9
2	東蒲	※	14
	大森第一		10
	羽田		6
	糺谷		5
	出雲		11
	六郷		6
3	南六郷		14
	大森第二	※	3
	大森東		9
	大森第八		15
	馬込東		4
	大森第四		7
	大森第三		15
4	蒲田		2
	御園	※	8
	東調布		7
	大森第七		11
	志茂田		13
	矢口		11
計	蓮沼		8
	安方		5
			240

## 6 館山さざなみ学校

館山さざなみ学校は、ぜん息・肥満・病虚弱・偏食等の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置された。海と丘に囲まれた自然の中で、通常の教育課程も学ぶ全寮制の学校である。

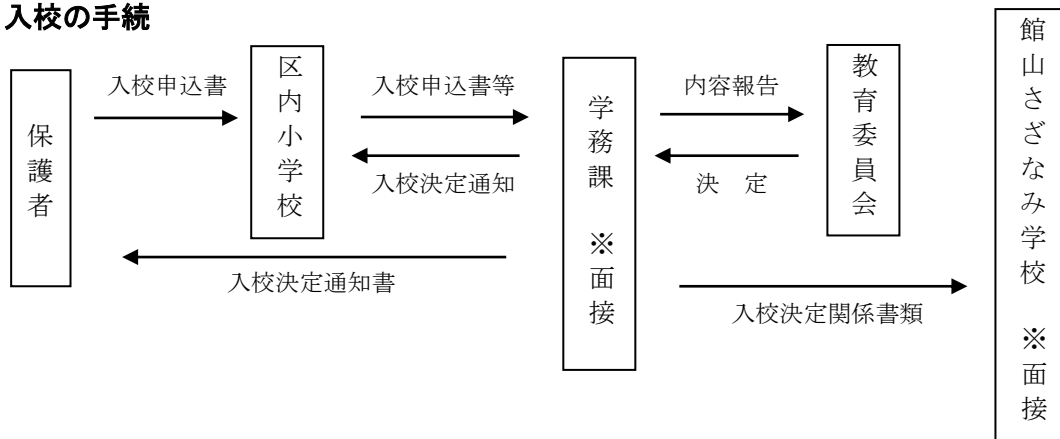
施設は校舎・体育館・寄宿舎・食堂・プール・校庭等が同一敷地内に設けられ充実しており、職員は教職員のほか寄宿舎指導員、看護師等が配置されている。

(1) **根拠法令** 学校教育法第 72 条

(2) **所在地** 〒294-0223 千葉県館山市洲宮 768 番地の 117  
 電話 0470(28)1811  
 F A X 0470(28)1812

(3) **入校条件** 区内に居住し、大田区立の小学校に通う第 3 学年から第 6 学年の児童

(4) **入校の手続**



(5) **学級編制と定員**

学級編制状況 (令和 3 年 5 月 1 日現在)

学 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
学級数	0	1	1	1	3
児童数	0	5	1	8	14

設置学級及び定員

学 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
学級数	1	1	1	1	4
児童数	20	20	20	20	80

(6) **沿革**

昭和 11 年 7 月 岩井養護学園開園  
 昭和 14 年 7 月 宇佐美学園開園  
 昭和 22 年 4 月 両学園とも大田区立養護学園となる  
 昭和 58 年 4 月 両園を廃園とし新たに館山養護学校開校  
 平成 19 年 4 月 館山養護学校を館山さざなみ学校に校名変更

## 7 糞谷中学校 夜間学級

糞谷中学校夜間学級は、様々な事情で義務教育を修了（卒業）することができなかった人たちが教育を受ける場として、昭和 28 年 9 月 1 日に設置された。修了時には中学校卒業資格が得られる。

学習内容は中学校の 9 教科で、理解や習熟の程度等に応じて編制したクラスで授業を行っており、連合体育大会や社会科見学等は日曜日の昼間に行う等工夫している。また、給食（自己負担）を実施している。

(1) **所在地** 〒144-0034 東京都大田区西糞谷 3 - 6 - 23 電話 3741-4340

- (2) **入学できる人** 15歳以上で、義務教育を修了していない人や、様々な事情により実質的に義務教育を十分に受けられなかった人。学力、国籍は問わない。
- (3) **授業時間** 午後5時30分～午後8時55分（1日4時限）
- (4) **授業料** 無料

#### 令和3年5月1日現在の在籍者数

生徒数・学級数 (人) (クラス)					生徒の年齢構成 (人)						
学年 性別	1年	2年	3年	計	年齢 性別	15歳～ 19歳	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 57歳	58歳 以上	計
男	3	2	3	8	男	5	2	1	0	0	8
女	1	6	2	9	女	3	4	1	1	0	9
計	4	8	5	17	計	8	6	2	1	0	17
学級数	1	1	1	3							

## 8 日本語学級

区立小・中学校に就学している外国人及び帰国子女等で、日本語の理解が不十分な児童・生徒を対象とした通級学級。生活言語を学ぶ初期指導程度を終了した後、学習言語を学ぶことを目的として、東京都の認証を受け設置している。

### (1) 対象

- ① 小学生で、日本語初期指導（上限80時間）程度を終了した児童
- ② 中学生で、日本語初期指導（上限80時間）程度を終了した生徒

### (2) 指導期間

2年間（小・中学校通算での上限）

※小学校在籍中に通級期間が2年に満たない場合で、さらに中学校でも通級を希望する場合は、中学校入学後にあらためて入級申請が必要である。

#### 令和3年5月1日現在の在籍者数

校名 (設置年月日)	蒲田小学校 (平成21年4月1日)							蒲田中学校 (平成22年4月1日)			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
児童・生徒数	0	4	8	6	5	4	27	0	8	17	25
学級数	2						2	2		2	

## 9 就学援助費の支給

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、給食費や学用品の購入費等、学校でかかる費用の一部を支給する（生活保護法による教育扶助を受けている場合は、教育扶助として支給されている費目を除く）。医療費についても援助の対象となっている疾病を治療した場合には、治療に要した費用を支給する。

### (1) 根拠法令

教育基本法第4条、学校教育法第19条等

### (2) 申請資格

大田区に居住し、小・中学校に通学している児童・生徒の保護者

### (3) 令和2年度認定者数

認定者数 8,228人 (小学校 5,320人・中学校 2,908人)

令和3年度 小学校就学援助費目及び支給額 (単位：円)

学校	学年	新入学用品費	給食費	学用品費	校外授業費	クラブ活動費	移動教室参加費	修学旅行参加費	卒業アルバム費	計
小学校	1	50,600	45,100	15,690	1,050					112,440
	2		45,100	18,880	1,050					65,030
	3		49,500	18,880	1,050					69,430
	4		49,500	18,880	3,150	240				71,770
	5		54,450	18,880	3,150	240	6,500			83,220
	6		54,450	18,880	3,150	240	6,800		10,890	94,410

令和3年度 中学校就学援助費目及び支給額 (単位：円)

学校	学年	新入学用品費	給食費	学用品費	校外授業費	クラブ活動費	移動教室参加費	修学旅行参加費	卒業アルバム費	計
中学校	1	57,400	58,850	30,450	1,680		8,700			157,080
	2		58,850	34,410	1,680					94,940
	3		58,850	34,410	4,800			66,000	8,710	172,770

注1：費目には上記の他に体育実技費、通学費（特別支援学級のみ）がある。

注2：移動教室、修学旅行の参加費は限度額

注3：夜間学級は給食費 62,700円

## 10 就学、学級編制

### (1) 就学

区立小学校 59校、区立中学校 28校の学校ごとに通学区域を定めており、当該児童・生徒の住所により就学する学校を指定している。指定校以外の学校への就学（指定校変更）については、申請理由及び当該校の児童・生徒数、学級数、施設保有数等を総合的に判断し、相当と認める場合は許可している。

#### ① 根拠法令

学校教育法施行令第5条、大田区立学校設置条例、大田区立学校設置規則等

### (2) 学級編制

学級編制基準に基づき小学校第1学年及び第2学年は1学級35人、その他の学年は1学級40人で学級編制を行っている。中学校第1学年については、東京都の35人学級対応加配の適用により、1学級35人での編制、又はティームティーチングや少人数指導での活用を図っている。また、小学校第3学年から第6学年についても、令和7年度までに、第3学年から順次、1学級35人編成への見直しを予定している。

#### ① 根拠法令

公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律、東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準

## 1.1 適正配置

児童のより良い教育環境を整備していくため、大田区立小中学校適正規模適正配置審議会からの答申を受け、平成 12 年度に第一次実施計画を策定し、平成 14 年度に統合を実施、平成 15 年 11 月に第二次実施計画を策定、公表し、平成 17 年度統合を実施した。

### (1) 実施の内容

#### ① 第一次実施計画に基づく統合(平成 14 年 4 月実施)

- ・羽田旭小学校を東糞谷小学校と羽田小学校に統合した。
- ・大森第二小学校と大森第六小学校を統合し、開桜小学校とした。

#### ② 第二次実施計画に基づく統合(平成 17 年 4 月実施)

- ・蓮沼小学校と女塚小学校を統合し、おなづか小学校とした。
- ・北蒲小学校と蒲田小学校を統合し、蒲田小学校とした。

## 1.2 幼稚園

大田区の区立幼稚園は平成 21 年 3 月 31 日に 9 園全て廃園となった。

### (1) 根拠法令

大田区立幼稚園条例、大田区立幼稚園条例を廃止する条例

## 1.3 校外施設

伊豆高原学園、休養村とうぶの校外施設は、区立小・中学校に在学する児童・生徒が、豊かな自然環境の中で集団生活を通じて、人間的な交流を広げ、自然とのふれあいや地域社会への理解を深めながら、心身共に健全で調和のとれた学習及び健康増進を促進するために、移動教室や夏季施設を実施する施設として設置されている。(平成 21 年度より対象学年を変更)

伊豆高原学園は、移動教室での利用が優先されるが、児童の利用しない期間に区民、社会教育団体も利用できる。休養村とうぶは、移動教室での利用が優先されるが、年間を通して区民も利用可能である。

	伊豆高原学園	休養村とうぶ
開 設	昭和 42 年 9 月 1 日	平成 10 年 8 月 12 日
所 在 地	静岡県伊東市八幡野 1154-3	長野県東御市和 6733-1
収容人員	260 人	児童 260 人
運 営 費 (予算額)	(令和 3 年度)108,025,000 円	(令和 3 年度)13,359,000 円
職 員 数	PFI 法による選定事業者	指定管理者

- (1) 根拠法令 伊豆高原学園・・・大田区立学校校外施設設置条例  
休養村とうぶ・・・大田区休養村とうぶ条例

### (2) 伊豆高原学園

伊豆半島東海岸の中ほどの静岡県伊東市に設置されている。平成 24 年度から 26 年度まで全面改築を実施した。

一般区民利用との併用施設で、区立小学校の児童が移動教室で利用する。

### (3) 休養村とうぶ

雄大な自然に囲まれた信州・東御市に設置されている。ぶどう畑を見下ろし、千曲川が流れ、遠く美ヶ原や北アルプスが望める。

一般区民利用との併用施設で、区立小学校の児童が移動教室で利用する。

### (4) 令和2年度利用実績

	伊豆高原学園			休養村とうぶ		
	児童	引率者	計	児童	引率者	計
移動教室	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、移動教室事業を中止した。

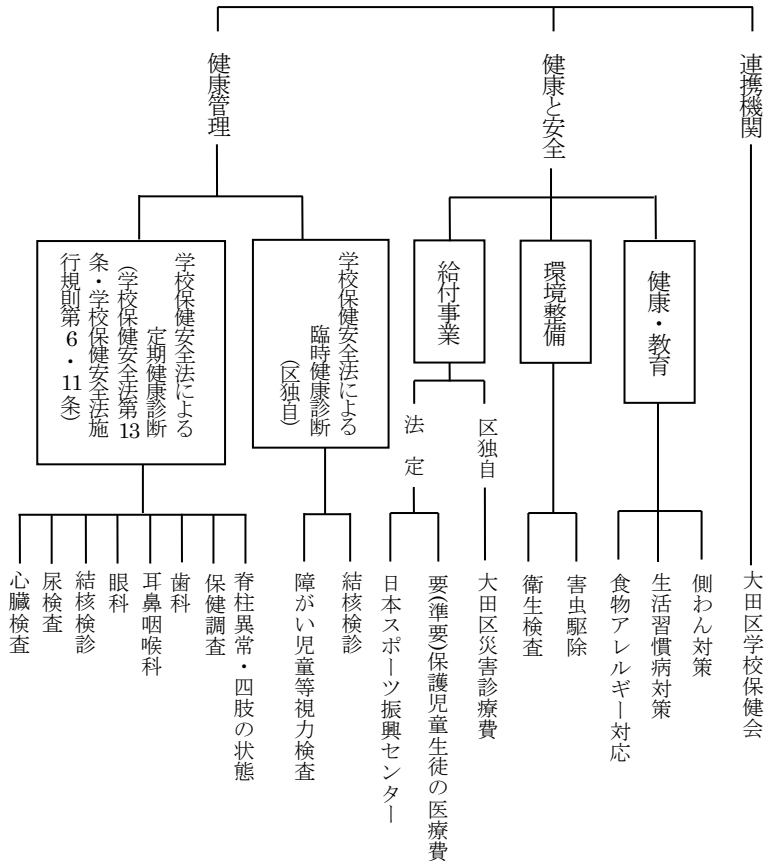
## 1.4 学校保健・安全

社会生活の多様化は、子どもの健康と安全にも大きな影響を与えている。学校生活における「健康と安全」は、学校教育の発展に欠かすことのできないものであり、学校保健の充実がますます必要である。

大田区では、近年の学校保健の動向を踏まえ、学校、学校医、医師会、保護者と一体になって子どもたちの健康管理の充実や健康と安全の推進、保健活動の意識高揚のための啓蒙活動に努めている。

なお、過剰な運動や運動不足等、運動器に関わる問題の増加に対応するため、平成28年度から区立小・中学校の全児童・生徒を対象に、定期健康診断に「四肢の状態」が必須項目として加わった。

必須項目から削除されたぎょう虫卵検査は、検出率が低いため、平成28年度より実施していない。



### (1) 定期健康診断

#### ① 心臓検査

##### ア 対象

区立小・中学校第1学年児童・生徒  
小学校第4学年児童で保健調査の結果リストアップされた者  
その他検査が必要とされた者

##### イ 受診者数

年度	一次検査 (受診者数)	精密検査 (受診者数)
令和2年度	8,877人	223人
令和元年度	8,838人	278人
平成30年度	8,670人	199人

#### ② 尿検査

##### ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

##### イ 受診者数

年度	一次検査 (受診者数)	二次検査 (受診者数)	三次検査 (受診者数)	事後指導 (実施校数)
令和2年度	40,170人	1,523人	377人	84校
令和元年度	40,017人	1,795人	495人	77校
平成30年度	39,875人	1,655人	444人	86校

### ③ 結核検診

#### ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

#### イ 受診者数

年度	検査内容	受診者数
令和 2 年度	調査票による問診	40,452 人
	精密検査	173 人
令和 元 年度	調査票による問診	40,149 人
	精密検査	154 人
平成 30 年度	調査票による問診	39,969 人
	精密検査	116 人

### ④ 眼科

#### ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

#### イ 受診者数

年度	受診者数	感染性 眼疾患	アレルギー性 眼疾患	その他の 眼疾患
令和 2 年度	39,575 人	7 人	826 人	362 人
令和 元 年度	39,685 人	0 人	689 人	568 人
平成 30 年度	39,581 人	5 人	1,022 人	509 人

### ⑤ 耳鼻咽喉科

#### ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

#### イ 受診者数

年度	受診者数	耳疾患		鼻・副鼻腔疾患		咽喉頭疾患	その他の 鼻咽喉疾患
		中耳炎	その他の 耳疾患	アレルギー性 鼻疾患	その他の 鼻・副鼻腔疾患		
令和 2 年度	39,667 人	19 人	2,457 人	994 人	546 人	83 人	24 人
令和 元 年度	39,710 人	64 人	2,483 人	1,152 人	897 人	141 人	37 人
平成 30 年度	39,610 人	78 人	2,401 人	1,372 人	953 人	130 人	32 人

### ⑥ 歯科

#### ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

#### イ 受診者数

年度	受診者数	永久歯のう歯の内容		
		未処置歯数	う歯による 喪失歯数	処置歯数
令和 2 年度	39,690 人	5,172 本	374 本	7,333 本
令和 元 年度	39,643 人	5,184 本	264 本	8,245 本
平成 30 年度	39,600 人	5,797 本	262 本	9,472 本



## ⑦ 保健調査

児童・生徒の健康管理を充実したものとするため、保健調査や定期健康診断結果を集計・管理し、健康管理や保健指導に活用している。

## ⑧ 脊柱異常・四肢の状態の検査

過剰な運動や運動不足等、運動器に関わる問題の増加に対応するため、平成 28 年度から区立小・中学校の児童・生徒を対象に、定期健康診断に「四肢の状態」が必須項目として加わった。

### ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

### イ 受診者数

年度	受診者数	専門病院受診勧告人数
令和 2 年度	39,850 人	280 人
令和 元 年度	39,851 人	248 人
平成 30 年度	39,724 人	327 人

## (2) 臨時健康診断

### ① 障がい児童等視力検査

#### ア 対象

定期健康診断時に行う通常の検査では、視力測定が不能な児童・生徒

#### イ 受診者数

年度	一次検査（スクリーニング） (受診者数)	精密検査 (受診者数)
令和 2 年度	0 人	0 人
令和 元 年度	3 人	0 人
平成 30 年度	1 人	0 人

### ② 結核検診

#### ア 対象

結核が多くまん延する国に一定の居住歴等があり、定期健康診断時以降に転入した区立小・中学校の児童・生徒

## (3) 給付事業

### ① 学校管理下の事故による疾病についての医療費等の給付

#### ア 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

#### イ 対象

学校管理下で災害にあった区立小・中学校の児童・生徒

#### ウ 実施方法

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の加入金を納付し、学校管理下での災害に対し医療費等の給付を行う。

## エ 給付件数

年度	給付件数	給付金額
令和 2 年度	2,434 件	20,545,122 円
令和 元 年度	3,215 件	26,651,755 円
平成 30 年度	3,602 件	29,879,517 円

## ② 要（準要）保護児童生徒に対する医療費の援助

### ア 根拠法令

学校保健安全法第 24 条、学校保健安全法施行令第 9 条

### イ 対 象

区立小・中学校に在籍する要（準要）保護の児童・生徒で学校保健安全法施行令第 8 条に掲げる疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた者

### ウ 実施方法

要（準要）保護児童生徒医療券を医療機関の窓口に提示することにより、児童・生徒に係わる保険診療の自己負担分を援助する。

### エ 延受給者数と援助金額

年度	延受給者数	援助金額
令和 2 年度	0 人	0 円
令和 元 年度	0 人	0 円
平成 30 年度	0 人	0 円

## ③ 区独自の給付事業

日本スポーツ振興センターの給付対象外の学校管理下の災害についても、大田区災害診療費を給付して、保護者負担の軽減を図っている。

## (4) 環境整備

学校施設の環境衛生の維持・改善を図るため、学校環境衛生基準に基づき、教室等の空気環境の検査や学校プールの水質検査等衛生検査を実施している。衛生害虫等についても、児童・生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を実施している。

## (5) 健康教育

### ① 生活習慣病対策

児童・生徒の肥満は、放置すると成人の肥満に移行し、高血圧、糖尿病、心機能障がい等、いわゆる生活習慣病をひきおこす一因となる。大田区では、講演会、子どもの健康づくり教室の開催等を通じて生活習慣病に関する知識の普及を行っている。

#### 令和 2 年度実施事業

講演会の開催	開催中止
《対象者》学校医、学校薬剤師、学校長、養護教諭、学校栄養士、PTA等学校保健関係者、区民等	
子どもの健康づくり教室	開催中止（池上会館） 年 1 校開催（小学校） 年 0 校開催（中学校）
《対象者》児童・生徒とその保護者	

## ② 側わん対策

定期健康診断の検査項目に「四肢の状態」が追加されたことに伴い、平成 28 年度より脊柱異常と四肢の状態の検査を内科検診時に行っている。側わん症が疑われる場合には、保護者に周知啓発用リーフレットを配布し、整形外科の早期受診を促している。

## 1.5 学校保健統計

新型コロナウイルス感染症対策により健康診断の実施期間が令和 3 年 3 月 31 日までとなったため、令和 2 年度統計は現在集計中となっている。

令和元年度 児童・生徒の体格平均値

学年	区分	身長 (c m)		体重 (k g)		
		男	女	男	女	
小 学 校	1 年	全 国	116.5	115.6	21.4	20.9
		都	117.0	116.1	21.6	21.0
		大田区	117.3	116.1	21.6	21.0
	2 年	全 国	122.6	121.4	24.2	23.5
		都	123.2	121.8	24.5	23.4
		大田区	123.1	122.1	24.1	23.6
	3 年	全 国	128.1	127.3	27.3	26.5
		都	128.6	127.6	27.4	26.5
		大田区	128.8	127.8	27.4	26.6
	4 年	全 国	133.5	133.4	30.7	30.0
		都	133.9	133.4	30.6	29.8
		大田区	134.4	134.2	31.2	30.1
	5 年	全 国	139.0	140.2	34.4	34.2
		都	139.8	140.6	34.9	34.3
		大田区	139.7	140.7	35.1	34.3
	6 年	全 国	145.2	146.6	38.7	39.0
		都	145.6	146.9	38.9	38.7
		大田区	145.7	147.1	39.0	39.0
中 学 校	1 年	全 国	152.8	151.9	44.2	43.8
		都	153.3	152.0	44.1	43.2
		大田区	153.4	152.5	44.5	44.0
	2 年	全 国	160.0	154.8	49.2	47.3
		都	160.5	155.6	49.8	47.2
		大田区	160.7	155.4	49.8	47.8
	3 年	全 国	165.4	156.5	54.1	50.1
		都	165.9	156.9	54.6	49.9
		大田区	166.3	157.2	55.3	50.8

注：館山さざなみ学校、糀谷中学校夜間学級は含まない。

## 16 学校給食

児童・生徒の心身の健全な発達に資する学校給食を通じ、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために以下の目標の達成に努めている。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(1) **根拠法令** 学校給食法

(2) **対 象** 全ての区立小・中学校において実施

(3) **内 容**

### ① 給食費

人件費、施設設備費、維持費及び光熱水費を公費で負担し、食材料費のみを保護者負担として学校給食を運営している。

【1人当たりの給食費（平成29年4月1日改定）】

学年		項目	1か月当たりの給食費	1食単価
小学校	低学年（1・2年生）		4,100円	235円
	中学年（3・4年生）		4,500円	255円
	高学年（5・6年生）		4,950円	280円
中学生（1～3年生）			5,350円	320円

### ② 給食実施回数

基本回数を小学校193回、中学校184回としている。

【年間の給食実施平均回数】

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
小学校	174回	175回	193回
中学校	168回	168回	184回

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症による臨時休業のため、3月分を含まない。

※令和2年度は6月以降10か月間の実施。

### ③ 栄養基準量

学校給食における食品構成（必要な栄養基準量をとるための食品とその目安）は、小学校では中学年を「1」とし、低学年「0.85」、高学年「1.15」、中学校は「1.3」としている。

【児童・生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準】

学年		区分	エネルギー	たんぱく質	脂質	ナトリウム (食塩相当量)	カルシウム	マグネシウム	鉄	ビタミンA (レチノール相当量)	ビタミンB <sup>1</sup>	ビタミンB <sup>2</sup>	ビタミンC	食物繊維	亜鉛
			kcal	%	%	g	mg	mg	mg	μg RAE	mg	mg	mg	g	mg
小学校	低学年		530	学校給食による摂取エネルギー全体の13～20% 学校給食による摂取エネルギー全体の20～30%		2未満	290	40	2.5	170	0.3	0.4	20	4以上	2
	中学年		650			2未満	350	50	3	200	0.4	0.4	20	5以上	2
	高学年		780			2.5未満	360	70	4	240	0.5	0.5	25	5以上	2
中学生			830			2.5未満	450	120	4	300	0.5	0.6	30	6.5以上	3

#### (4) 食物アレルギー対応基本方針

学校給食のより一層の安全・安心かつ確実な食物アレルギー対応の実現を図るため、平成25年8月に策定した「食物アレルギー対応基本方針」を平成31年4月1日付で改正した。

##### ① 主な改正点

- ア 児童・生徒の安全・安心を最優先とするため、除去食対応を基本とし、誤食・誤配を防止するため、代替食の提供はしない。
- イ 区の統一した考え方に基づいた食物アレルギー対応とし、児童・生徒、保護者の混乱を招くため、学校ごとに異なる対応はしない。
- ウ 学校は、保護者に、指針の内容を十分に説明し、同意を求めるとともに、保護者と学校が連携して食物アレルギー対応に当たる。
- エ 校長・担任教諭等や調理員の役割を明確化し、確実な対応に向けて、学校に設置する「食物アレルギー対応委員会」において組織的に取り組むものとする。
- オ 食物アレルギー事故の発生を未然に防ぐため、重大な事故には至らないものの、直結しかねない「ヒヤリハット」事例を全区立小・中学校と教育委員会が共有する。

#### (5) 宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の対応

「国際都市おおた」の施策として、学校給食に諸外国の代表的な料理を取り入れ、その食文化に理解を深める取組を進めている。国際化に伴い、外国籍の児童・生徒に対する学校給食での宗教的な配慮が必要となっている。

給食時の対応については、食物アレルギー対応基本方針の改正に合わせ、様式を整備するとともに、具体的な取組事例を平成31年2月に全校へ周知した。

## **(6) 大田区立小中学校給食調理業務委託**

「大田区事務事業等適正化計画」に基づき、小学校は平成13年度から28年度、中学校は平成8年度から11年度にかけて、順次民間事業者に給食調理業務を委託し、平成28年度をもって全校業務委託を完了した。

## **(7) 招待給食会**

学校給食や学校生活を通じて行っている児童・生徒の正しい食生活や健康のための取組について、地域住民に理解や関心を深めてもらい、地域社会との連携を図ることを目的に、学校行事として開催している。

## 17 学校施設の整備

学校が子どもたちの学習や生活の場であることや、地域のコミュニティ拠点であることを考慮し、安全で衛生的な学校施設を整備していく。

### (1) 学校施設の改築

良好な教育環境を確保し、今後大量に見込まれる学校施設の改築を計画的に進める。

大森第四小学校	・校舎改築工事(Ⅱ期)を完了する。
大森第七中学校	・校舎改築工事(Ⅱ期)に着手する。
入新井第一小学校	・校舎改築工事(Ⅰ期)に着手する。
東調布第三小学校	・実施設計に着手する。
赤松小学校	・西側校舎取り壊し工事を完了する。 ・校舎改築工事(Ⅰ期)に着手する。
田園調布小学校	・基本設計に着手する。
東調布中学校	・基礎調査を継続する。
矢口西小学校	・基本設計を完了する。 ・実施設計に着手する。
安方中学校	・基本設計を完了する。 ・実施設計に着手する。
馬込第三小学校	・基本設計に着手する。
入新井第二小学校	・基本設計に着手する。
北糞谷小学校	・事前調査を継続する。
馬込東中学校	・事前調査を継続する。
萩中小学校	・事前調査に着手する。
中萩中小学校	・事前調査に着手する。

### (2) 学校施設の改修

安全で快適な教育環境を確保するため、大規模な改修を計画的に実施する。

令和2年度実績

普通教室その他照明改修工事	久原小学校、松仙小学校、道塚小学校
体育館照明改修工事	東調布第一小学校、仲六郷小学校、南六郷小学校、出雲中学校
トイレ(棟別)改修工事	高畑小学校

### (3) 緑化の推進

地球にやさしいまちづくりとともに子どもたちの環境教育の充実を図るため、学校施設を活用した緑化を推進していく。

#### (4) 安全管理計画

学校保健安全法の規定に基づき、平成8年2月に学校安全管理計画を定めた。これは学校の施設設備に関する安全管理について必要な事項を定め、これを的確に実施することによって施設等に起因する事故を防止し、児童・生徒等の安全を確保することを目的としている。

学校内の全ての施設について、日常点検・定期点検・臨時点検を行い、点検の結果、異常又は危険を認めた箇所については使用禁止等の措置をした上で、学校・教育委員会が連携して直ちに必要な処置を講じている。

点検する時期・箇所・項目を包括的に定めることによって学校施設の統一かつ効果的な安全管理を実施している。

#### (5) 学校体育館等空調設備の整備

児童・生徒の安全・安心な教育環境を整備し、災害時避難所としての機能向上を図るため、区内にある全ての区立小・中学校の体育館及び武道場に、令和3年度末までに空調設備を整備する。

令和2年度末までに小学校32校、中学校16校に整備を完了し、本年度は小学校27校、中学校12校について空調設備を整備する。

また、令和2年度末時点で空調化工事が完了していない区立小・中学校において令和3年の夏に向けた緊急的な暑さ対策として大型冷風機をレンタルで配備する。

### 18 児童生徒の安全対策

#### (1) 学校緊急連絡システム

①目的 緊急情報を児童・生徒の保護者、学校関係者にメールで配信することにより、子どもの安全・安心を確保するとともに、地域の防犯に対する意識の高揚を図る。

②経緯 平成18年4月に、子どもに関する緊急連絡情報を迅速かつ正確に提供するため、区(防災課(当時))において保護者の携帯電話に電子メールを配信することも緊急連絡システムを導入した。平成20年4月からは、提供サービスを拡大し、区民安全・安心メールサービスへとシステムの変更を行った。

教育委員会は、当該システムを活用して学校緊急連絡システムを構築し、教育委員会、学校、保護者間の緊急時連絡用として、希望する関係者に対し、不審者等の情報及び緊急情報のメール配信を行っている。

③内容 学校緊急連絡システムで配信する内容は以下のとおり

- ア 子どもの安全に係る事件、事故等の発生、又はその発生の恐れがある情報
- イ 学校等で行われる行事の実施、中止の情報
- ウ 台風等による休校の情報
- エ その他、学校長が連絡を必要と判断する情報

④対象 区立小・中学校の児童・生徒の保護者、区立小・中学校教職員、区立小・中学校関係者、教育委員会事務局職員

⑤参考 区民安全・安心メールサービスは、区(防災危機管理課)が運営しており、「防犯情報」「防災情報」「気象情報」「地震情報」「水防情報」「防災無線」の配信を行っている。登録者は希望に応じて各情報を選択受信することができる。なお、学校緊急連絡システムに登録を行うと、区民安全・安心メールサービスへの登録の有無に関わらず「防犯情報」が自動的に配信される。

#### (2) 防犯ブザーの配付

①目的 学校、保護者、PTA、地域等が実践している児童の見守り活動の一環として防犯ブザーを配付し、登下校時の防犯体制を強化する。



②内 容 区立小学校の児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第1学年児童は申請により配付し、ランドセルへの装着等によって登下校時に携帯する。

③対 象 区立小学校に入学する第1学年児童及び区立以外の小学校に通う区内在住の第1学年児童

防犯ブザー配付数（区立小学校の4月当初の一斉配付数）

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
個数	5,440 個	5,259 個	5,116 個

### （3） 通学路防犯設備整備事業（防犯カメラの設置）

①目 的 区立小学校の通学路に防犯設備（防犯カメラ）を設置することで、学校、保護者、PTA、地域等が実践している通学路における児童の見守り活動を補完し、防犯体制をさらに強化する。

②内 容 1校当たり防犯カメラ5台を平成29年度末までに全ての区立小学校の通学路に設置した。令和2年度は、4か所に増設した。

### （4） 中学校防犯カメラ整備事業

①目 的 区立中学校の校門付近に防犯カメラ等を設置し、生徒の安全確保及び学校施設の安全管理の強化を図る。

②内 容 1校当たり防犯カメラ4台、モニター2台、レコーダー1台を平成30年度末までに全ての区立中学校に設置した。

### （5） 小学校防犯カメラ整備事業

①目 的 区立小学校の校門付近に防犯カメラ等を設置し、児童の安全確保及び学校施設の安全管理の強化を図る。

②内 容 1校当たり防犯カメラ4台（館山さざなみ学校は5台）、モニター2台（館山さざなみ学校は3台）、レコーダー1台を令和3年度設置する。

## 19 学校防災活動拠点事業

（1） 目 的 区立小・中学校を「学校防災活動拠点」と位置づけ、逃げ込む場所である「避難所」から「災害へ立ち向かう場所」として、情報収集・伝達や地域活動の支援機能を拡充させた地域の防災拠点への転換を推進する。

（2） 内 容 平成24年度から平成28年度にかけて全ての区立小・中学校を学校防災活動拠点として整備した。

## 20 教育センター

### (1) 教育相談

#### ① 教育相談

**ア 目的** 社会生活の複雑化や環境の変化に伴い、子どもの問題行動等が増加する等、子どもの生活の中で生ずる課題は多様化している。

教育相談（教職・心理職相談員）では子どもに関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方等について助言等を行う。また、区立小・中学校等への訪問・ケース会議への参加等を通し、学校並びにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、学校不適応の解消等を目指した相談を実施する。

**イ 対象** 大田区在住の児童・生徒及び保護者等（令和3年度 相談員 22名）  
**ウ 件数**

年 度	来室相談	子ども 電話相談	メール 相談	電話相談	SSWの 対応状況	適応指導 教室の相談	合 計
2	5,094	46	7	2,498	4,727	1,679	14,051
元	5,638	78	17	2,727	3,365	1,210	13,035
30	5,706	36	7	2,130	2,591	895	11,365

注1：メール相談は、平成18年度から実施。教育センターでは、平成26年度から開始

注2：「SSWの対応状況」は、電話件数・相談受付・学校訪問・家庭訪問・関係機関訪問の計

#### ② 就学相談

**ア 目的** 心身に障がいのある子どもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学等の相談を実施する。その中で心理検査や医学診察、学校・学級体験等を実施するほか、専門家の意見を聴取する機関である就学支援委員会を開催する。

**イ 対象** 大田区在住の幼児・児童・生徒及び保護者等（令和3年度 相談員 16名）  
**ウ 令和2年度相談等件数**

電 話	面 談	医学診察	検 査	学校体験	学校訪問	就学支援 委員会	合 計
931	1,430	183	499	226	16	586	3,871

#### エ 令和2年度相談結果

(ア) 就学相談 小学校 314件 中学校 96件 合計 410件

就学先	都立特別支援学校					区立特別支援学級					通常学級 (継続相談)	通常学級 (取下げ)	その他		合 計	
	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	小 計	固定	通 級			小 計			転 出	私 立		
						知的障がい	弱 視	難 聴	言語障がい							情緒障がい等
小	0	1	37	4	42	28	0	1	0		29	234	1	8	0	314
中	0	0	14	0	14	55	0	4	0		59	18	3	1	1	96
計	0	1	51	4	56	83	0	5	0		88	252	4	9	1	410

注1：「通常学級」(継続相談)・・・相談後、通常学級に進んだが、継続して相談を行う児童・生徒

注2：「通常学級」(取下げ)・・・相談にかかったが、途中で相談を取り下げた児童・生徒

(イ) 転学・通級相談 小学校 460件 中学校 39件 合計 499件

就学先	都立特別支援学校					区立特別支援学級						その他	合計	
	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	小計	固定	通級指導				支援教室	小計		通常学級(継続・取下げ他)
						知的障がい	弱視	難聴	言語障がい	情緒障がい等	サポートルーム			
小	1	0	5	0	6	36	0	0	49	4	315	400	54	460
中	0	0	0	0	0	5	0	0	0	4	24	33	6	39
計	1	0	5	0	6	41	0	0	49	4	339	433	60	499

③ つばさ教室

ア 目的

不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活指導改善のための相談指導(学習指導を含む。)を行い、学校への復帰を支援する。「池上教室」「蒲田教室」「羽田教室」「大森教室」の4教室を開設している。なお、平成29年度から東京都教育支援センター機能強化補助事業を活用し、学習用タブレット端末の導入を行っている。

イ 対象

区内在住の小学校第4学年から中学校第3学年までの児童・生徒(令和3年度 相談員20名)

ウ 通室児童・生徒数及び進路状況(各年度3月31日現在)

年度(内訳)	全通室者数	小学生							中学生						
		通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路			通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路		
			在籍校復帰	退室		在籍校復帰	継続	進学		在籍校復帰	退室		在籍校復帰	継続	進学等
<b>2</b>	<b>219</b>	<b>50</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>46</b>	<b>8</b>	<b>18</b>	<b>20</b>	<b>169</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>160</b>	<b>22</b>	<b>89</b>	<b>49</b>
池上	64	17	0	0	17	0	10	7	47	0	0	47	9	21	17
蒲田	49	14	1	0	13	4	3	6	35	1	1	33	6	20	7
羽田	56	9	0	0	9	4	1	4	47	1	1	45	3	24	18
大森	50	10	2	1	7	0	4	3	40	2	3	35	4	24	7
<b>元</b>	<b>219</b>	<b>29</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>28</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>13</b>	<b>190</b>	<b>9</b>	<b>15</b>	<b>166</b>	<b>29</b>	<b>62</b>	<b>75</b>
池上	78	12	0	0	12	4	3	5	66	2	3	61	15	19	27
蒲田	44	6	0	0	6	0	5	1	38	2	2	34	0	13	21
羽田	44	5	0	1	4	0	0	4	39	0	5	34	14	11	9
大森	53	6	0	0	6	0	3	3	47	5	5	37	0	19	18
<b>30</b>	<b>170</b>	<b>38</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>34</b>	<b>3</b>	<b>11</b>	<b>20</b>	<b>132</b>	<b>11</b>	<b>4</b>	<b>117</b>	<b>20</b>	<b>65</b>	<b>32</b>
池上	73	19	2	0	17	3	5	9	54	8	2	44	15	17	12
蒲田	34	2	1	0	1	0	0	1	32	2	0	30	0	21	9
羽田	23	6	1	0	5	0	2	3	17	0	0	17	3	10	4
大森	40	11	0	0	11	0	4	7	29	1	2	26	2	17	7

#### ④ ペアレントトレーニング

##### ア 目的

発達障がい（AD/HD、LD、自閉的傾向）のある児童の保護者を対象として、講義による一斉指導や個別相談会ではなくグループで意見を交わしながら、子どもとの関わり方を学ぶ学習会を開催する。保護者が我が子の行動と心と体の成長を正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身に付け、子どもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるようになることを目的としている。

##### イ 令和2年度の状況

- ・Ⅰ期（4月12日～6月21日） ※スタッフは、心理相談員・教育相談員で8名
- ・Ⅱ期（7月5日～9月20日） ※受講者は、各期とも20名程度
- ・Ⅲ期（10月4日～12月13日）

上記を予定していたが、コロナウイルス感染防止のため全期中止となった。

（Ⅰ期の受講予定者（25名）が決定していたため、希望する方は令和3年度の第Ⅰ期に受講してもらうことにした。）

#### ⑤ スクールカウンセラーの配置

**ア 目的** いじめ、不登校等の未然防止や解決を図るため、専門的な経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小・中学校に配置し、学校内の教育相談体制の充実を図る。

**イ 配置状況** 全ての区立小・中学校に配置している（館山さざなみ学校にも配置）。

**ウ スクールカウンセラー相談件数（各年度3月31日現在）**

年度	小 学 校					中 学 校				
	児童	保護者	教員	その他	合計	生徒	保護者	教員	その他	合計
2	8,779	7,139	14,152	377	30,447	7,852	3,140	10,002	601	21,595
元	8,065	6,641	12,764	466	27,936	8,486	3,689	11,361	627	24,163
30	8,349	6,439	13,716	680	29,184	7,133	3,370	9,984	488	20,975

#### ⑥ メンタルフレンドの派遣

**ア 目的** 学校不適応の児童・生徒の学校生活への適応を支援するため、心理学や教育学を専攻している大学生・大学院生等をその家庭に派遣する。話し相手等のふれあいの活動の中で児童・生徒の自主性及び社会性を伸ばし、学校生活に適応するように援助する。

**イ 対象** 不安、無気力及び孤立等の状態を示し、継続的又は断続的に学校に登校できない区立小・中学校に学ぶ児童・生徒で、本人及び保護者が派遣を希望する者。3月末登録メンタルフレンド10名

**ウ 派遣実績（各年度3月31日現在）**

年度	派遣対象者（人）			訪問場所（人）				延べ派遣件数（件）		
	小学生	中学生	計	家庭	つばさ	相談学級	計	小学生	中学生	計
2	9	6	15	7	8		15	124	195	319
元	3	7	10	2	8	0	10	70	148	218
30	5	5	10	4	5	1	10	143	112	255

※ 相談学級については令和2年度から廃止

## (2) 教育図書室・教科書センター

### ① 目的

区立小・中学校教職員等教育関係者の研究施設であるが、区民にも開放している。区立学校採択本、小学校から高等学校までの検定済み教科書、教育関係図書・雑誌・資料を収集及び展示する。

### ② 令和2年度の特徴

#### ア 記念誌、研究紀要の整理と充実

区内小・中学校全校から順次届いた冊子にラベルを貼り書架に展示した。研究授業等を予定している教員等が来て熱心に閲覧していた。

#### イ 新刊図書の購入

教育関係図書の購入時「新着図書の紹介」を校務支援システムで全校に配信した。また、「教育図書室だより」を毎月発行して、全校に新着関係雑誌を紹介し、貸出作業を行った。

#### ウ 教育図書室利用者数

年度	2	元	30	29
利用人数(延)	538	465	835	1,177
資料貸出数(冊)	559	408	367	372

注：昭和40年頃からの小学校・中学校・高等学校用の教科書を常時展示している。

教員が授業や校内研修の参考資料にするため、また区民が古い教科書を閲覧するために利用することが多い。

#### エ 「令和2年度教科書展示会」来場者数

実施日 令和2年6月1日(月)～6月30日(火)の30日間

(令和2年度は土曜・日曜も開催)

会場 教育センター科学室(3階)

来場者数(人)

区民等	校長・教員				教育委員 ・議員	その他	合計
	小学校	中学校	高等学校	その他学校			
99	2	78	0	2	2	5	188

注1：令和2年度は、中学校全科目(令和3年度から使用)の教科書が展示された。

## 2 1 幼児教育センター

大田区立幼児教育センターは、幼稚園、保育園、小学校及び家庭・地域がそれぞれの特性を活かしつつ連携を深め協働することを支援し、もって幼児教育の充実に資することを目的に活動する。

### (1) 幼児教育

#### ① 事業内容

##### ア 研修、連携

幼稚園教諭、保育士に対し専門的な研修を実施し、区内幼児教育機関職員のさらなる資質の向上を目指す。区内の幼児教育機関及び小学校、中学校間の交流・連携を推進することで幼児教育のより一層の充実を図る。

##### イ 相談、情報

幼稚園、保育園児及び在宅児を含めた全ての幼児を対象に、幼児教育に関する情報の提供、親子で参加する講座の開催、相談事業等に取り組み、幼児教育の視点から子育て家庭を支援する。

##### ウ 調査研究、啓発、連絡調整

幼児教育に関する調査研究をはじめ、幼児教育機関への有用情報の提供、啓発等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

#### ② 令和3年度事業計画

##### ア 研修及び連携の推進

###### (ア) 目的

- a 区内幼児教育機関の保育者の資質の向上を図る。
- b 就学前児童が円滑に小学校生活へ移行できるような環境整備に努めるとともに、子ども同士の異年齢交流による豊かな体験の場を増やすことで子どもの健全育成を図る。

###### (イ) 内容

- a 幼稚園教諭及び保育士の専門性を高めるための合同研修会及び保育園の園内研修を拡充するための支援を行う。
- b 保育園、幼稚園、小学校が幼児教育について相互理解を深めるために、研修会及び協議会を実施する。

###### (ウ) 対象

- a 幼稚園教諭、保育士、その他関係施設職員
- b 幼稚園教諭、保育士、小学校教諭

###### (エ) 実績 (令和2年度)

※「中止」はすべて新型コロナウイルス感染症対策のための措置である。

- a-1 幼稚園教諭・保育士合同研修会 5回開催予定 3回開催 2回中止  
研修会テーマ
- ・遊びを通して発達を促す感覚機能と脳の発達(特別支援教育)
  - ・子どもが夢中になって遊びこめる保育環境
  - ・改めて学ぶ絵本読み聞かせの意義と実践

###### ○幼稚園教諭・保育士合同研修会参加状況

参加人数				
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	その他※	計
19	106	195	53	373

※その他は母子生活支援施設の職員等

- a-2 園内研修拡充支援事業（公開保育研究協議会） 3回開催予定 すべて中止  
 幼児教育機関における、公開保育、外部講師による助言指導、参加保育士による協議会等が円滑に実施されるよう、支援を行う。
- a-3 幼児期運動指導リーダー保育者の養成研修 すべて中止  
 幼児期の発達に即した運動の指導者を養成するため、一定の保育者に対して、子どもの脳機能と体の発達、適切な運動と生活リズムの効用、発達に即した効果的な運動指導の方法について理解を深める研修である。  
 （1課程当たり初級編2回、中級編2回の開催予定）
- b-1 保幼小連携合同研修会 2地域に分かれ各1回開催予定 すべて中止  
 幼稚園、小学校の教諭及び保育士によるグループ討議を通して、機関同士で教育内容の相互理解を進め、交流連携の重要性について共通認識を深める。
- b-2 保幼小連携運動遊び指導者研修会 1回開催予定 中止  
 幼児期から小学校低学年に共通する「運動遊び」の指導方法についての研修を実施する。
- b-3 保幼小地域連携協議会 14地域にて開催予定 すべて中止  
 児童の就学に際しての学習環境の整備を図るため、保幼小間における情報連携会議を開催する。
- b-4 スタートカリキュラム研修会 1回開催 53校53人参加  
 小学校第1学年を担当する教諭がスタートカリキュラムの意義と、その有用性を指導に活かすことによって、就学後の第1学年児童が安心して小学校生活を過ごし、学習への意欲を高めることを目的に、指導課と連携して開催した。

## イ 幼児教育相談・情報提供・家庭教育支援講座の実施

### (ア) 目的

- a 子育て上の悩みの相談に応じることで、保護者の子育ての負担軽減を図る。保護者及び幼児教育機関からの幼児の発達や行動に関する相談に応じることで、日々安定した保育や就学前教育から小学校教育に向けての円滑な接続を支援する。
- b 保護者が適切な幼児教育情報を享受し、心にゆとりをもった子育てができるように支援する。幼児教育機関の連携促進のため、職員向けに関連情報を発信する。
- c 保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの発達や遊びについて理解を深め、自信を持って子どもに関わることができるよう働きかけることで子育て家庭を支援する。

### (イ) 内容

- a 教育センター内に幼児教育相談員を配置し、電話・来室での相談とともに、幼児教育機関の要請に応じて、施設への訪問相談を実施する。
- b 保護者及び幼児教育機関に向け、幼児教育や子育てに関する情報誌を発行する。
- c 子どもの発達に応じた親子で楽しめる講座を開催する。

### (ウ) 対象

幼児及びその保護者、幼稚園・保育園等の保育者

(工) 実績 (令和2年度)

a 幼児教育相談

○電話来室相談状況

(単位:件)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談	電話	1	7	17	9	12	11	6	12	20	11	13	10	129
	来室	1	0	9	11	9	10	11	13	9	14	14	13	114
	計	2	7	26	20	21	21	17	25	29	25	27	23	243

○訪問相談状況

機関種別	訪問施設数	訪問回数	被相談者数(延べ)
幼稚園	14	24	83

b 保護者及び幼児教育機関向け情報誌の発行

○情報誌発行状況

幼児教育センター情報誌 STEP-UP	年2回発行	2,000部 (各回約480施設へ送付)	教育機関向けに発行する情報誌。 小学生1年生と幼稚園児・保育園児との交流会の様子を紹介するとともに、年度後半に再開した研修会(幼保合同研修会)の内容等を掲載した。
幼児教育センターだより	年1回発行	20,000部 (関係機関を通して保護者に配布)	乳幼児の保護者向けに発行する情報誌。 「靴の脱ぎ履き」をテーマに、靴の脱ぎ履きが身につくよう、ほめること、認めることの大切さを伝えるとともに、足に合った靴選びについても情報発信した。

c 家庭教育支援講座

(a) 一般型 2回実施予定 すべて中止

- ・親子で楽しみながら表現遊びを体験し、幼児期に表現することの楽しさや、重要性について理解を深める。(1回)
- ・親子で楽しみながらできる運動遊びを体験し、運動習慣と生活リズムの重要性についての理解を深める。(1回)

(b) 園連携型 3回実施予定 すべて中止

- ・親子で楽しみながら行う運動遊びを体験してもらうとともに、幼児期における運動習慣、健全な生活習慣、食習慣等の在り方やその重要性の啓発を行う。

ウ 調査研究・啓発、幼児教育振興施策の推進、連絡調整機能の発揮

(ア) 目的

- 就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る工夫について考察を進めながら、保幼小の交流情報を収集し関係機関に情報提供する等により幼児教育の充実を図る。
- 幼稚園、保育園、小学校の連携を図るとともに、「大田区幼児教育振興プログラム<改訂版>」の施策を推進するため、施策の総合的な検討・調整を行う。
- 関係機関との連携を強化し、幼児教育に関する施策の円滑な実施を図る。

(イ) 内容

- 小学校第1学年の学級支援に携わりながら、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る指導の工夫について考察を進め、考察結果を関係機関に情報発信する。
- 幼児教育機関連絡協議会の事務局として会議の運営を務める。
- 連絡会議及び関係機関主催の研修会等に積極的に参加する。



(ウ) 実績 (令和2年度)

a 第1学年学級への支援活動の実施(円滑な接続のための調査研究活動)

○第1学年学級支援活動実施状況

時期	訪問学校数	訪問回数(延べ)
4～5月	1校	1回
6～7月	8校	66回
9～3月	8校	214回

b 幼児教育機関連絡協議会 1回開催(書面開催)

委員数9人(教育総務部長、教育総務課長、幼児教育センター所長、  
保育サービス課長、中学校長代表、小学校長代表、区立保育園代表、  
私立幼稚園代表、私立保育園代表)

c 関係機関との連絡会議等への積極参加

○連絡会議等への参加状況

こども発達センターわかばの家との個別協議会 1回  
要保護児童対策地域協議会実務者会議(こども家庭支援センター主催) 2回  
(内1回書面開催)

○指導課主催特別支援教育研修会参加へのコーディネート

エリアネットワーク研修会参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	児童館	その他	計
4	11	18	7	8	48

\*その他は母子生活支援施設の職員等

<幼児教育センター設立経過>

平成16年4月 大田区における子育て支援・幼児教育のあり方検討会設置  
平成16年7月 「大田区における子育て支援・幼児教育の基本的な考え方」公表  
平成16年7月 「幼児教育に関する実施計画」策定  
平成16年10月 大田区立幼児教育センター条例議決  
平成16年10月 大田区立幼稚園条例を廃止する条例議決  
(平成21年3月末をもって大田区立幼稚園全園廃止)  
平成17年4月 大田区立幼児教育センター設置

2.2 私学行政

(1) 私学行政

① 事業内容

ア 私立幼稚園等

設置者、保護者への助成を通じ、幼稚園に就園しやすい環境整備を行うとともに私立幼稚園との連携を強化し、幼児教育内容の充実を図る。

イ 私立専修学校各種学校

新設・変更等に関わる許認可事務を通して、私立専修学校各種学校の健全な運営を図る。

② 令和3年度事業計画

ア 私立幼稚園等保護者補助金

(ア) 目的 幼児教育無償化の制度である子育てのための施設等利用給付に加え、保護者負担軽減補助金等を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る。

(イ) 内 容

補助金名	根拠法令
私立幼稚園等入園料補助金	大田区子育てのための施設等利用給付兼私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱
私立幼稚園等保護者負担軽減補助金	
子育てのための施設等利用給付	

私立幼稚園等保護者補助金予算対比表 (単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和3年度		令和2年度	
		歳出		歳出	
		人数	金額	人数	金額
入園料補助金	大田区に住民登録し、私立幼稚園等に3、4、5歳児を就園させている保護者	2,800	308,000	3,000	330,000
保護者負担軽減補助金	同上 所得による補助金額が異なる	7,442	491,877	8,165	563,060
子育てのための施設等利用給付	同上 所得制限なし	7,389	2,289,340	7,395	2,451,469
保護者補助金合計			3,089,217		3,344,529

イ 私立幼稚園設置者補助金

(ア) 目 的 私立幼稚園の設置者に補助金を交付することにより、私立幼稚園の振興と健全な運営を図る。

(イ) 内容及び根拠法令

振興費補助金	【大田区私立幼稚園振興費補助金交付要綱】
特別支援教育事業費補助金	【大田区私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱】
園児健康管理費補助金	【大田区私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱】
教材・園具補助金	【大田区私立幼稚園教材・園具補助金交付要綱】
幼児教育研究会事業費補助金	【大田区私立幼稚園幼児教育研究会事業費補助金交付要綱】
預かり保育事業費補助金	【大田区私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱】

私立幼稚園設置者補助金予算対比表 (単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和3年度		令和2年度	
		園数	金額	園数	金額
振興費補助金	大田区内私立幼稚園	39	153,800	39	150,700
特別支援教育事業費補助金	特別な支援を要する園児が就園している大田区内私立幼稚園	271	81,300	270	81,000
園児健康管理費補助金	大田区内私立幼稚園	7,700	23,562	8,000	24,480
教材・園具補助金	大田区私立幼稚園連合会	48	54,040	48	56,018
幼児教育研究会事業費補助金	大田区私立幼稚園連合会		4,000		4,000
預かり保育事業費補助金	預かり保育を実施している大田区内私立幼稚園	42	42,800	41	39,650
設置者補助金合計			359,502		355,848

ウ 外国人学校補助金

(ア) 目的 外国人学校設置者や在籍する児童の保護者に補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、外国人学校の振興と健全な運営を図る。

(イ) 内容

a 外国人学校保護者補助

外国人学校保護者補助金予算対比表 (単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和3年度		令和2年度	
		人数	金額	人数	金額
外国人学校保護者補助金	大田区外国人学校児童・生徒等保護者補助金交付要綱で定めた外国人学校に在籍する生徒等の保護者	70	9,240	75	9,900

b 外国人学校振興事業

外国人学校設置者補助金予算対比表 (単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和3年度		令和2年度	
		校数	金額	校数	金額
外国人学校振興費補助金	大田区外国人学校振興費補助金交付要綱で定めた区内外国人学校		0		0

エ 私立幼稚園入所者支援給付

(ア) 目的 大田区在住園児が就園している区内外の施設型給付を受ける私立幼稚園等に運営費の給付を行い、子ども・子育て支援法に基づき、地域における幼児期の子育て支援の量の拡充と質の向上を図る。

(イ) 内容

私立幼稚園運営費

補助金名	根拠法令
私立幼稚園運営費	子ども・子育て支援法 大田区子ども・子育て支援法施行規則

私立幼稚園運営費予算対比表 (単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和3年度		令和2年度	
		園数	金額	園数	金額
私立幼稚園運営費	大田区在住園児が就園している区内外の施設型給付を受ける私立幼稚園等	10	699,029	9	616,738

## 2 3 社会教育に関する事務の権限及び執行

### (1) 大田区教育に関する事務の職務権限の特例

平成 27 年度から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校教育における体育に関することを除く。）、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）は、区長が管理し、執行することとした。これにより、スポーツ推進事業及び文化関連事業は、観光・国際都市部に移管した。

(根拠) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

### (2) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行

平成 27 年度から、青少年を取り巻く諸課題に対して総合的に取り組むため、また地域力のさらなる活用により生涯学習施策の充実を図るため、青少年育成及び生涯学習関連事業を区長の職務権限として地域力推進部に移管した。そのうち社会教育法等に基づく成人教育、青少年教育、社会教育関係団体の指導助言に関する事務は、教育委員会の権限に属する事務として地域力推進部が補助執行している。具体的には、おおた区民大学、日本語読み書き教室、生涯学習人材育成、青少年リーダー講習会、ユネスコ活動、社会教育関係団体の指導助言である。

(根拠) 社会教育法  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
大田区教育委員会の権限に属する事務の補助執行等に関する規則

社会教育・社会体育事業の移管・執行先（平成 27 年 4 月 1 日時点）

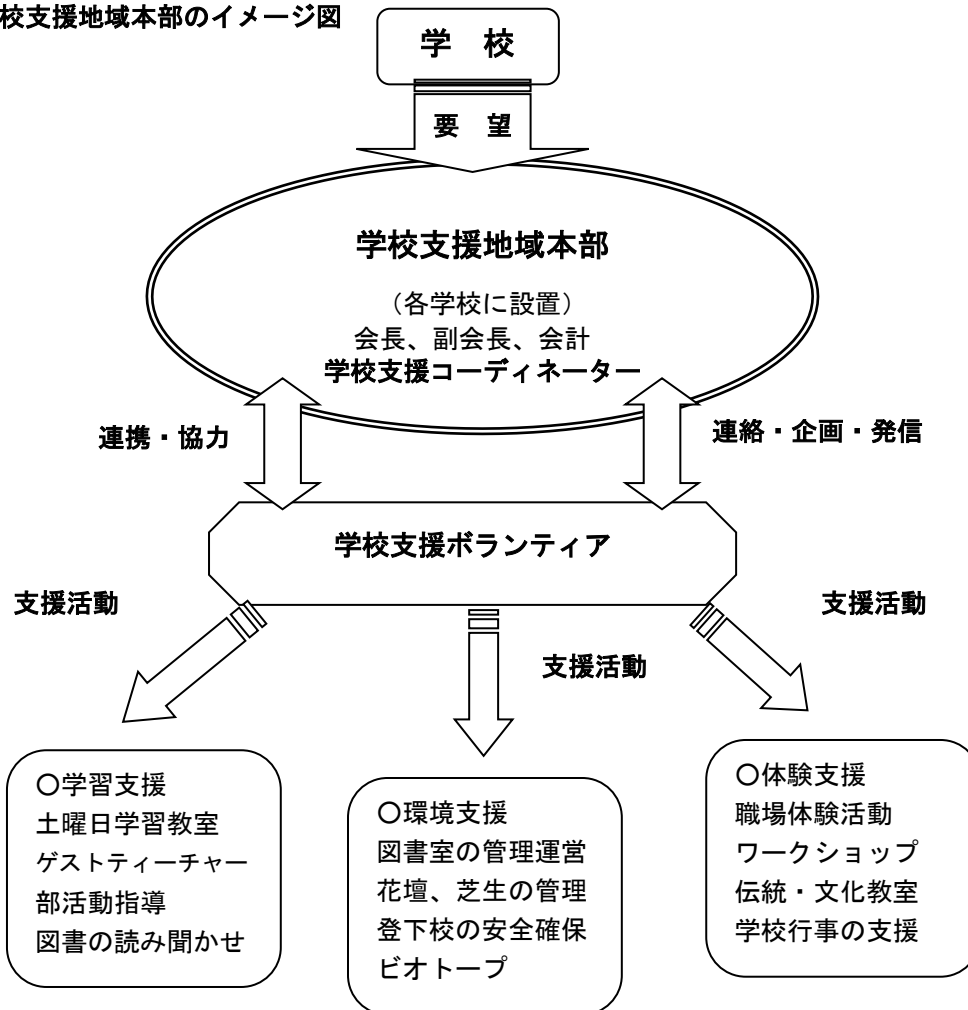
事業名	移管先
生涯学習情報の提供・生涯学習相談	地域力推進部 地域力推進課
生涯学習リーダーの育成（講座・活動支援）	
地域学習リーダー講座	
団体活動ステップアップ講座	
区民による区民のための連携講座	
区民大学	
日本語読み書き教室	
社会教育関係団体・少年育成団体	
生活学校	
ユネスコ活動	
青少年健全育成	
平和島ユースセンター	
心身障がい児交流促進事業	福祉部 障がい者総合サポート センター
若草青年学級	
コスモス青年学級	
大田区文化祭	観光・国際都市部 文化振興課 スポーツ推進課
大田区百景	
郷土博物館	
スポーツ推進事業	
体育施設（大田区総合体育館・大森スポーツセンター）	

## 2 4 教育地域力の推進

### (1) 学校支援地域本部（地域学校協働活動の推進）

学校の教育活動の一層の充実のため、地域全体で学校を支援する仕組みとして、区内の区立小・中学校に学校支援地域本部（スクールサポートおおた）を設置している。学校支援地域本部には学校支援コーディネーターを置き、ボランティアとの連絡調整等を行う。補習教室等の学習支援、図書室の整理等の環境支援、地域の伝統・文化を学ぶ等の体験支援等、様々な活動を通して学校を支援する。

#### ① 学校支援地域本部のイメージ図



#### ② 新任学校支援コーディネーター研修

ア 目的 新任コーディネーターを中心に、講演・グループワーク等を実施し、コーディネーターの役割等について理解を深める。

イ 実績(令和2年度) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

#### ③ 学校支援コーディネーター研修

ア 目的 コーディネーターのスキルアップを図るため、講演・グループワーク等を実施し、学校支援地域本部の活動をより一層充実させる。

イ 実績(令和2年度)

テーマ 「今求められる学校支援コーディネーターとは～コーディネーターとして大切なこと～」

小・中学校合同 第1回 参加者 27名

第2回 参加者 18名

#### ④ 学校支援コーディネーター交流会

ア 目的 コーディネーター同士の情報交換やネットワーク構築の一助となるよう交流会を実施する。

イ 実績(令和2年度) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

#### ⑤ 学校支援ボランティアと学校支援地域本部との連携

ア 目的 教育委員会に登録されている様々な知識や技術を持つ地域の人材を学校支援地域本部でも活用できるよう、各本部に情報提供を行い、活動の多様化を図っていく。

イ 実績 登録ボランティア数 12名(令和3年3月末)

### (2) 家庭・地域教育力の向上

#### ① 家庭・地域教育力向上支援事業

ア 目的 家庭や地域の教育力を向上させるため、子育てや子どもに関わる様々な課題をテーマにした講演会・学習会を団体に委託して実施する。講演会・学習会の企画をPTA等の各団体がを行い、身近な場所での開催や広報について支援する。

イ 対象 5名以上で構成する区内の団体に、家庭や地域で子どもに対する教育力を向上させるための学習・活動を実施し、1年以上継続した活動実績がある団体

ウ 根拠 大田区家庭・地域教育力向上支援事業実施要綱

エ 実績(令和2年度)

実施団体 2団体 3講座

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、感染症対策を行い、規模を縮小して実施

(内訳 地域団体・自主活動団体2団体)

参加者 146人 保育付講座 1講座

講演会・学習会のテーマ

・発達障害って、どんなこと？わが子の発達が気になる親たちの勉強会

・赤ちゃんはどこから？と訊かれたら

～幼少期の子どもに伝える性のお話を学ぼう～

#### ② 家庭教育学習会

ア 目的 子どもたちの健やかな成長を目指して、家庭の教育力向上を図るため、保護者が家庭教育について学ぶ機会及び情報の提供を行う。

イ 実績(令和2年度)

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、感染症対策を行い、規模を縮小して実施

(ア)学校デビュー応援プログラム(入学前)

テーマ 「小学校入学に備えて、親子で心の準備をしよう！」

3講座(小学校3校 調布大塚小・池雪小・清水窪小)で実施

対象 次年度小学校入学予定児と保護者

参加者 保護者 54人 年長児 48人 保育 18人

(イ)入学後のプログラム

テーマ「子どもの“やってみよう！やってみよう！”を引き出す育て方」

対 象 小学校低学年児童の保護者

参加者 14人

(ウ)『家庭教育リーフレット』の発行

対 象 区立小学校入学予定児の家庭数

### ③ 家庭教育講演会

ア 目的 家庭の教育力向上を図るため、講演会を開催し、家庭教育について学ぶ機会を提供する。

イ 対象 小学生以上の児童・生徒の保護者

ウ 実績(令和2年度)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

### ④ 家庭教育の手引き

ア 目的 子どもの教育に関する不安の解消や、家庭の教育力の向上のため、保護者が子どもと向き合うためのヒントまとめた手引きを発行し家庭教育の支援を行う。

イ 対象 小学生以上の児童・生徒の保護者等

ウ 実績(令和2年度)

『子育ての3つのヒント～家庭教育の手引き～』

小学校入学予定児童の就学時健康診断にて配布

### ⑤ 家庭教育コラム

ア 目的 おおたの教育や大田区ホームページ、SNS等を通じて家庭教育に関する情報を提供し、学習機会への参加が困難な保護者への家庭教育支援を行う。

イ 実績(令和2年度) 4回発行

テーマ「習慣にしよう！早寝・早起き・朝ごはん♪」

「ついつい子どもを怒鳴ってしまいます・・・」

「親としてどうかかわる？子どものネット・ゲーム習慣」

「子どものおこづかいどうしている？キャッシュレス時代の見えないお金との関わり」

### ⑥ PTA研修会

ア 目的 PTA活動の基礎知識を学び、充実させるための研修会の開催を支援する。

イ 対象 区立小・中学校PTA会員

ウ 実績(令和2年度)

(ア)『PTAのしおり』発行 10,300部

(英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版、ネパール語版、ベトナム語版は大田区ホームページに掲載)

(イ)小学校PTA研修会(新任役員研修会)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

(ウ)中学校PTA研修会(全体研修会)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

## 25 学校開放

区立小・中学校の体育館、校庭、会議室等を社会教育その他公共のために活用することにより、区民の学習、文化及びスポーツ等の地域活動の振興を図る。

### (1) 学校施設の地域開放

- ① 目的 区民の学習・文化・スポーツ活動のために、学校教育に支障のない範囲で、小・中学校の校庭や体育館、特別教室、生涯学習兼地域集会室等学校施設の開放を促進する。
- ② 対象 5名以上で構成する区内在住・在勤・在学の団体
- ③ 根拠 大田区立学校施設の活用に関する条例  
大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則・同実施要綱

#### ④ 実績(令和2年度)

施設別	回数(回)	人員(人)
小学校計	22,769	771,954
中学校計	4,254	136,626
総計	27,023	908,580

### (2) 学校開放事業

#### ① 校庭等開放

- ア 目的 子どもの健全育成と余暇の善用に役立つよう、小学校の校庭等を開放し、自由で安全な遊び場を提供する。
- イ 対象 小学校の通学区域の児童・幼児とその保護者
- ウ 根拠 大田区校庭等開放実施要綱
- エ 実績(令和2年度) 実施校 14校 延日数 124日 延利用者数 5,634人

#### ② スポーツ開放

- ア 目的 地域住民の余暇の善用と体力づくりを図るため、小学校の体育館を開放しスポーツ活動の場を提供する。
- イ 対象 小学生以上の区内在住・在勤者
- ウ 根拠 大田区学校体育館スポーツ開放実施要綱
- エ 実績(令和2年度) 実施校 13校 延日数 114日 延利用者数 2,080人

## 26 小学校における放課後児童の居場所づくり

児童の健全育成の場として、区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所づくりを推進している。居場所づくりに当たっては、学童保育事業及び放課後子ども教室事業を一体的に実施し、名称を「放課後ひろば」としている。

なお、学校施設の状況等により放課後子ども教室事業を先行して実施している学校がある。

### (1) 放課後子ども教室

- ① 目的 区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育む。
- ② 対象 当該小学校の全児童
- ③ 実績(令和2年度) 実施校 57校



④ 令和3年度実施校 (58校)

放課後ひろば 48校

大森第四小学校 *	東糀谷小学校
中富小学校	北糀谷小学校
大森第一小学校	羽田小学校
開桜小学校	都南小学校
大森第三小学校	萩中小学校
大森東小学校	中萩中小学校
山王小学校	出雲小学校
馬込小学校	六郷小学校
馬込第三小学校	西六郷小学校
梅田小学校	高畑小学校
池上小学校	仲六郷小学校
池上第二小学校	志茂田小学校
徳持小学校	東六郷小学校
入新井第二小学校	南六郷小学校
入新井第四小学校	矢口小学校
東調布第一小学校	矢口西小学校
調布大塚小学校	多摩川小学校
嶺町小学校	相生小学校
久原小学校	矢口東小学校
松仙小学校	おなづか小学校
池雪小学校	道塚小学校
洗足池小学校	南蒲小学校
清水窪小学校	新宿小学校
糀谷小学校	東蒲小学校

放課後子ども教室単独 10校

大森第五小学校
入新井第五小学校
馬込第二小学校
田園調布小学校
東調布第三小学校
千鳥小学校
小池小学校
雪谷小学校
赤松小学校
蒲田小学校

\*大森第四小学校は令和3年度中に開設予定

## 27 図書館

### (1) 図書館の概要

図書館は、図書館法に基づき、区民ニーズに対応した資料や情報を提供し、区民の学習や文化活動等社会教育の充実を図ることを目的としている。

大田区立図書館は、現在 16 館体制で運営し、大田図書館を除いた地域図書館に指定管理者制度を導入している。ほかに、図書館同種施設として大田文化の森情報館があり、令和 2 年度には、田園調布せせらぎ館に図書サービスコーナーを開設した。また、池上図書館は池上駅直結商業施設（エトモ池上）に移転した。

利用者サービスとしては、平成 20 年度に図書館ホームページを開設し、インターネット資料・検索予約サービスを開始した。令和 2 年度には、インターネットからの予約は受付総数の 86.1%となった。

運營業務の改善と更なるサービスの向上を図るため、令和元年度から I C タグを活用したシステムの整備を開始し、令和 2 年度に自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート等システム機器を全館に設置した。

#### [図書館施設の概要]

図書館名	所在地	電話	床面積 (㎡)	開館年月	座席数
大田	田園調布南 25-1	3758-3051	2,151	昭和 45 年 6 月	290
大森南	大森南 1-17-7	3744-8411	1,199	昭和 51 年 11 月	149
大森東	大森東 1-31-3-104	3763-9681	1,250	昭和 57 年 5 月	172
大森西	大森西 5-2-13	3763-1191	1,201	昭和 61 年 8 月	137
入新井	大森北 1-10-14	3763-3633	1,015	昭和 49 年 8 月 平成 23 年 3 月移転	145
馬込	中馬込 2-26-10	3775-5401	1,608	昭和 46 年 5 月	315
池上	池上 6-3-10	3752-3341	1,026	昭和 31 年 6 月 令和 3 年 3 月移転	152
久が原	久が原 2-28-4	3753-3343	1,200	昭和 59 年 10 月	206
洗足池	南千束 2-2-10	3726-0401	1,254	昭和 35 年 3 月 平成 8 年 7 月改築	189
浜竹	西糶谷 3-32-7	3741-1185	984	昭和 46 年 8 月 平成 15 年 10 月移築	124
羽田	羽田 1-11-1	3745-3221	1,300	平成 6 年 12 月	185
六郷	南六郷 3-10-3	3732-4445	1,418	昭和 47 年 11 月 平成 30 年 12 月改築	155
下丸子	下丸子 2-18-11	3759-2454	1,764	昭和 50 年 9 月	204
多摩川	多摩川 2-24-63	3756-1251	1,211	昭和 58 年 8 月	187
蒲田	東蒲田 1-19-22	3738-2459	1,259	昭和 35 年 3 月 平成 3 年 10 月移築	169
蒲田駅前	蒲田 5-13-26-301	3736-0131	1,710	昭和 56 年 4 月	197
計					2,976

#### [休館日・開館時間]

図書館名	休館日	開館時間
大田・大森東・入新井・池上・洗足池・浜竹・多摩川・蒲田	第 2 木曜日	午前 9 時～午後 7 時(入新井は午後 8 時まで、池上は午後 9 時まで)

大森南・大森西・馬込・久が原・羽田・六郷・下丸子・蒲田駅前	第3木曜日	午前9時～午後7時 (蒲田駅前午後8時まで)
-------------------------------	-------	---------------------------

注：休館日が祝日の場合はその翌日が休館日となる。

《 全館共通休館日 》 年末年始12月29日～翌年の1月3日

《 特別整理期間 》 各館年間7日以内(大田図書館は10日以内)

## (2) 図書館の事業

### ① 資料数

区内全域に施設配置を進め、資料提供の充実を図ってきた。図書資料の選定は集中選書方式によって、大田区立図書館全館の図書資料選択を一元化して行っている。現在の蔵書は188万冊を越えている。

各館別資料数(令和2年度)

図書館名	図書		視聴覚資料			
	一般 (冊)	児童 (冊)	C D (タイトル)	カセットテープ (タイトル)	ビデオテープ (タイトル)	DVD (タイトル)
大田	209,185	47,867	3,944	273	263	439
大森南	75,153	22,660	5,548	1,809	0	82
大森東	74,792	20,608	4,918	752	1	202
大森西	76,189	22,888	5,714	1,285	0	95
入新井	67,225	24,278	4,463	0	0	153
馬込	94,610	23,086	5,933	44	18	196
池上	60,911	21,892	4,275	2	0	111
久が原	66,558	24,761	5,180	61	0	111
洗足池	89,967	24,022	3,795	0	0	160
浜竹	67,263	21,026	5,443	134	0	187
羽田	88,286	32,342	5,228	190	172	141
六郷	65,183	22,751	4,854	94	54	286
下丸子	101,909	47,179	4,633	917	1	281
多摩川	66,354	21,679	2,456	6	0	151
蒲田	66,799	21,038	21,136	0	0	167
蒲田駅前	97,606	31,788	6,299	3	0	261
図書館合計	1,367,990	429,865	93,819	5,570	509	3,023
大田文化の森 情報館 ※	65,300	19,298	4,621	0	0	52
総合計	1,433,290	449,163	98,440	5,570	509	3,075

※大田文化の森情報館は、観光・国際都市部が所管する図書館同種施設である。

### ② 貸出

年間貸出総数は図書415万冊、視聴覚資料27万点を越えている。「共通かしだしカード」は、大田区立図書館全館・大田文化の森情報館・田園調布せせらぎ館で共通に使用でき、貸出期間は2週間以内である。

ア 対象 区内居住者又は大田区に通勤、通学先がある者

イ 実施方法 住所を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証等)を持参し、貸出申込書を提出のうえ利用者登録する。登録した利用者には「共通かしだしカード」を交付する。中学生以下は、父母等の保証人の署名が必要である。

各館別貸出状況（令和2年度）

図書館名	登録者数			貸出冊数		
	一般	児童	合計	一般	児童	合計
大田	11,428	1,807	13,235	355,081	94,070	449,151
大森南	3,246	1,036	4,282	75,709	29,014	104,723
大森東	3,589	486	4,075	90,023	14,682	104,705
大森西	5,538	1,252	6,790	136,635	38,129	174,764
入新井	13,667	2,045	15,712	312,345	66,629	378,974
馬込	9,045	1,400	10,445	243,822	64,589	308,411
池上	8,367	1,842	10,209	184,604	52,117	236,721
久が原	7,484	2,376	9,860	266,862	116,690	383,552
洗足池	16,453	2,419	18,872	303,095	62,439	365,534
浜竹	4,786	1,007	5,793	127,755	26,803	154,558
羽田	4,949	712	5,661	97,432	18,562	115,994
六郷	6,158	1,515	7,673	181,312	50,866	232,178
下丸子	8,095	1,752	9,847	244,137	70,886	315,023
多摩川	5,448	1,263	6,711	158,347	42,985	201,332
蒲田	4,863	976	5,839	125,597	32,468	158,065
蒲田駅前	14,979	1,055	16,034	233,545	29,284	262,829
図書館合計	128,095	22,943	151,038	3,136,301	810,213	3,946,514
大田文化の森情報館	7,863	2,085	9,948	153,142	43,185	196,327
田園調布せせらぎ館 ※	403	39	442	10,019	1,769	11,788
総合計	136,361	25,067	161,428	3,299,462	855,167	4,154,629

図書館名	視聴覚資料		
	C D 貸出数	カセット貸出数	ビデオ等貸出数
大田	20,852	65	424
大森南	7,751	177	418
大森東	9,865	832	611
大森西	11,981	561	284
入新井	26,868	59	496
馬込	19,762	114	379
池上	13,935	34	366
久が原	17,209	122	311
洗足池	20,255	56	424
浜竹	11,073	23	637
羽田	8,052	41	356
六郷	14,169	61	388
下丸子	15,197	183	443
多摩川	15,508	23	370
蒲田	12,132	22	375
蒲田駅前	22,362	33	393
図書館合計	246,971	2,406	6,675
大田文化の森情報館	13,555	22	1
田園調布せせらぎ館 ※	781	1	0
総合計	261,307	2,429	6,676

注：ビデオ等貸出数には DVD 貸出数を含む。

※田園調布せせらぎ館は、蔵書がなく予約資料の貸出・返却のみ行う地域力推進部が所管

する施設である。

### ③ 予約・リクエスト

希望の資料が貸出中の場合は「予約」として受け、所蔵していない場合は、「リクエスト」として受け付けている（「リクエスト」は田園調布せせらぎ館を除く。）。所蔵していない資料は、都立図書館や他区市の図書館から借用したり、購入する等してできる限り利用者に提供している。

ア 対 象 登録利用者

イ 実施方法 館内では、予約・リクエストカード等により受け付けている。また、インターネット及び館内利用者端末から区内に所蔵のある資料に限り、利用者自身でも予約できる。電話・FAXによる受付もしている。

インターネットからは、令和2年度1,409,051件（全体の86.1%）の予約があった。

### ④ 参考調査（レファレンス）

必要な図書や資料を探したり関連する情報を提供している。書架案内、端末での検索のほか、参考資料等を活用し利用者の調査の援助や資料による回答を行っている。

ア 対 象 図書館利用者

イ 実施方法 カウンターでの直接依頼のほか、電話や手紙等による問い合わせにも応じている。回答は、口頭、電話又は文書で行う。

各館別予約・レファレンス件数（令和2年度）

図書館名	予約件数	レファレンス件数	図書館名	予約件数	レファレンス件数
大 田	189,162	18,867	六 郷	76,371	7,415
大 森 南	28,903	3,567	下 丸 子	127,896	7,603
大 森 東	32,724	4,516	多 摩 川	70,975	4,875
大 森 西	55,367	3,700	蒲 田	50,556	4,081
入 新 井	161,308	10,058	蒲田駅前	115,062	13,979
馬 込	124,035	6,191	図書館合計	1,542,750	116,897
池 上	89,828	7,147	大田文化の森 情報館	81,954	3,470
久 が 原	138,124	13,207	田園調布 せせらぎ館	12,660	962
洗 足 池	198,703	4,852	総合計	1,637,364	121,329
浜 竹	50,520	3,186			
羽 田	33,216	3,653			

### ⑤ 児童サービス

子どもと本より良い結びつきを作り出し、子どもが自主的に読書活動ができるよう、様々な児童サービスを行っている。児童用図書のほか、絵本や紙芝居等も貸し出している。

ア 学校貸出

区内の小学校に対して、学級単位や学年単位で、あるいは学校図書館に児童書を長期に貸し出している。

イ 総合学習への協力

「調べ学習」での利用には、図書館での資料の探し方等について説明している。ま

た、必要な資料を、学校に1か月貸し出しているほか、施設見学、職場訪問、職場体験を受け入れている。

#### ウ 子ども向け行事

各図書館で子ども向け行事やおはなし会、子ども会、映画会等を定期的に行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために定期開催を中止したが、スタンプラリーなど、各館の実情に合わせて読書に親しめる工夫を行った。下表には学校等へ訪問しての出張おはなし会を含む。

各館別集会行事回数（令和2年度）

図書館名	実施回数	参加人数 (延人数)	図書館名	実施回数	参加人数 (延人数)
大田	3	23	羽田	10	199
大森南	0	0	六郷	0	0
大森東	2	872	下丸子	54	914
大森西	0	0	多摩川	1	238
入新井	6	27	蒲田	0	0
馬込	5	548	蒲田駅前	0	0
池上	0	0	図書館合計	84	2,829
久が原	3	8	大田文化の森 情報館	2	674
洗足池	0	0	総合計	86	3,503
浜竹	0	0			

### ⑥ 障がい者サービス

身体障がいのある人の読書ニーズに、的確に応えることを目的とする。

身体障がいのある人が図書館を利用する場合の貸出数は、図書・雑誌12冊、視聴覚資料10点まで、期間は1か月以内である。

#### ア 宅配

区内在住で来館できない人のために、図書やCD・カセットテープを自宅まで届けている（全館で実施）。

#### イ 郵送

視覚障がいのある人のために録音図書・録音雑誌を郵便で送付している（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）。

#### ウ 対面朗読

主に視覚障がいのある人のために対面朗読室でご希望の図書を朗読している。（令和2年6月から新型コロナウイルス感染拡大の影響により代読録音サービスで代替）

#### エ 録音図書の作製、貸出

希望の図書を録音作製し（大田、大森東、下丸子）、貸し出している（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）。定期刊行物として5種の雑誌（大田、馬込、蒲田駅前）と新刊案内等（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）を録音作成し、貸し出している。

#### オ 大型活字本の貸出

視力の弱い人のために作られた大きな活字の図書を全館に備えている。

障がい者サービス状況（令和2年度）

図書館名	障がい者サービス			
	宅配 (タイトル)	郵送 (タイトル)	対面朗読 (回数)	録音図書 作製 (タイトル)
大 田	11	166	0	4
大 森 南	0	87	0	0
大 森 東	6	82	0	0
大 森 西	67	220	0	0
入 新 井	92	0	0	0
馬 込	1	472	35	0
池 上	190	0	0	0
久 が 原	3	0	0	0
洗 足 池	2	0	0	0
浜 竹	14	0	0	0
羽 田	52	0	0	0
六 郷	0	0	0	0
下 丸 子	5	477	0	0
多 摩 川	86	0	0	0
蒲 田	59	0	0	0
蒲田駅前	50	1,623	0	0
図書館合計	638	3,127	35	4
大田文化の森 情報館	—	—	—	—
総合計	638	3,127	35	4

※馬込の対面朗読欄は代読録音サービスの実施回数

⑦ 団体貸出

10人以上のグループに図書を1回100点まで貸し出している。貸出期間は1か月以内である。

ア 対象団体 館長が適当と認めた読書グループ、社会教育関係団体

イ 実施方法 団体の代表者の住所を確認できるものを持参し、団体貸出申込書を提出のうえ登録する。登録した団体には「団体貸出券」を交付する。

団体貸出利用状況（令和2年度）

図書館名	貸出団体数	貸出冊数	図書館名	貸出団体数	貸出冊数
大 田	95	23,136	羽 田	39	5,639
大 森 南	27	3,412	六 郷	40	1,785
大 森 東	23	2,913	下 丸 子	31	1,988
大 森 西	29	2,265	多 摩 川	25	2,612
入 新 井	29	2,821	蒲 田	28	3,176
馬 込	39	1,408	蒲田駅前	20	1,646
池 上	35	2,021	図書館合計	546	62,839
久 が 原	27	3,443	大田文化の森 情報館	—	—
洗 足 池	43	1,608	総合計	546	62,839
浜 竹	16	2,966			

## ⑧ ボランティア養成

地域のボランティア活動を支援するとともに、子ども等に対する読み聞かせや対面朗読・録音図書作製を担う音訳者等を養成するため、ボランティア講座を開催している。

### ア 読み聞かせボランティア講座

(ア) 対象 区内の図書館で読み聞かせボランティアとして活動できる人

#### (イ) 実績

a 令和3年度予定	講演会 1回 定員50人
	初級講座 3日×2回 定員30人(各15人)
	ステップアップ講座 3日×3回 定員45人(各15人)
b 令和2年度実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止
c 令和元年度実績	講演会 1回 参加者55人
	初級講座 3日×2回 参加者160人(延べ)
	ステップアップ講座 3日×3回 参加者129人(延べ)

### イ 音訳者現任講座・養成講座

(ア) 対象 大田区立図書館で音訳ボランティアとして活動している人、養成講座は修了後、大田区立図書館で音訳ボランティアとして活動できる人

#### (イ) 実績

a 令和3年度予定	養成講座 5日×1回 定員10人
	デイジー講習 3日×1回 定員10人
b 令和2年度実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。
c 令和元年度実績	現任講座 5日×1回 参加者92人(延べ)

## ⑨ 集会室・多目的室の利用

集会室は、馬込図書館に設置している。社会教育関係団体が無料で使用できる。

多目的室は、大森南、大森西、池上、久が原、洗足池、羽田、六郷、下丸子、多摩川、蒲田図書館に設置している。公益的・公共的団体等が実費相当額で使用できる。読書会等図書館と関係のある行事を行う場合は無料で使用できる。

## ⑩ 図書館利用者用インターネット接続環境の整備

利用者用インターネット端末を全館配備し、図書館内で出版物では補えない情報を都や国等のホームページから取得できるほか、インターネットの情報検索や有料データベース(朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」、第一法規「D1-Law.com」)の閲覧サービスを利用できるよう整備した。全館に公衆無線LANアクセスポイントを設置している。

令和2年度から、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスを開始している。

## ⑪ 図書館ICタグシステムの整備

利用者の利便性向上及び窓口業務の軽減によるレファレンスや案内業務の充実を図り、専門性の高い図書館サービスを提供するため、ICタグを活用したシステムを整備した。令和2年度は、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート等のシステム機器を全館に設置した。また、移転後の池上図書館には予約本自動受取機を設置した。



## ⑫ 電子図書館（電子書籍貸出サービス）の整備

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う図書館の利用制限や休館時に、読書の機会を確保し「新たな日常」に対応するため、電子書籍貸出サービスを整備し、令和3年度にサービスを開始する。このサービスは、パソコンやスマートフォンなどから一定期間本を閲覧できるサービスで、音声読み上げや、文字拡大など、読書が困難な方々も本を楽しむことができる機能が付帯されている。

## ⑬ 学校図書館支援事業

学校図書館のさらなる充実と利用の拡大を図るため、専門的な視点からその活動を支援する学校図書館支援事業を行っている。

平成21年度から26年度については、業務委託により試行として対象校を抽出して実施した。

平成27年度からは、大田区立図書館全16館で、区内全小・中学校87校に対して学校図書館支援サービスを開始した。平成28年度からは、区内小・中学校に読書学習司書が配置され、平成30年度は全校に拡充された。また、平成30年度から「総合学習用団体貸出」のうち1件で30冊以上になる場合、学校への郵送による貸出及び返却を選択することができるようになった。

令和元年度、2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休業等により、ブックトークなど一部支援を中止した時期もあるが、可能な限り実施できる支援を行った。連携を取りながらさらなる支援を行っていく。

## ⑭ 特設コーナーの設置

入新井、蒲田駅前、下丸子図書館の3館に「特設コーナー」を設置している。コーナー専任の司書資格を持ったスタッフを置き、図書資料に関する相談を受け付けている。

- ア 入新井図書館 ビジネス支援コーナー
- イ 蒲田駅前図書館 医療介護情報コーナー
- ウ 下丸子図書館 子ども・子育て支援コーナー

特設コーナー利用状況（令和2年度）

	入新井図書館		蒲田駅前図書館		下丸子図書館	
	資料数	貸出数	資料数	貸出数	資料数	貸出数
図書（冊）	4,013	15,546	3,864	14,843	1,670	8,907
雑誌（種）	8		25		13	
レファレンス 件数（件）	143		99		91	

## 28 文化財保護

文化財は、人間と自然が残した文化的遺産で、歴史的・芸術的観点から優れた価値を有する有形の財、無形の技・芸である。これらは、今日の歴史・文化の理解を促進し、将来の文化を発展させる区民共有の貴重な財産であると言える。

現在、大田区には、文化財保護法や都・区の文化財保護条例に基づき、170 件以上の文化財が指定・登録されている。亀甲山古墳や本門寺五重塔等の国指定文化財をはじめ、多摩川台古墳群等が都指定文化財、六郷神社獅子舞等が区指定文化財、このほか茅葺民家の山崎家住宅や近代建築の鳳凰閣（旧清明文庫）等の建造物が、国登録文化財となっている。

文化財を保護・保存し将来へ伝えるため、年次計画に基づく文化財調査を実施し、その成果をもとに、調査報告書等の文化財資料を作成している。また、講演会や見学会を開催し、普及・啓発に努めている。さらに区指定文化財については、大田区文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、申請があった所有者に対し補助金を交付している。

埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、236 箇所ある遺跡（令和 3 年 3 月現在）の範囲や分布状況を周知し、遺跡の現状を変更する場合には、記録保存のための発掘調査を実施している。

## （1）文化財保護審議会

文化財に関し広くかつ高い識見を有する学識経験者を委員に委嘱し、大田区の文化財の保存・活用に関する事項を審議している。現在 5 名で審議会を構成し、例年審議会を 2～3 回開催しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催とした。

## （2）文化財資料の作成

文化財調査に基づく基礎資料の充実を図るとともに、刊行物やパンフレット・啓発用冊子等を発行している。令和 2 年度は以下の資料を作成した。

- ① 『新井宿横穴墓群Ⅴ 発掘調査報告』（『大田区の埋蔵文化財』第 25 集）
- ② 『大田区歴史散策ガイドブック』「雪谷・千束編」「嶺町・田園調布編」
- ③ パンフレット『ぶんかざいおおた』第 23 号

## （3）文化財保護の啓発・普及

地域の文化財や歴史を知り、身近に親しむとともに、文化財の保護・保存・活用に対する理解と関心を深めてもらうため、各種の事業を開催している。

区指定文化財所在地には、文化財の特色を記した標識板を設置し、管理している。

### ① 文化財公開見学会

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

### ② 文化財講演会

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

### ③ 文化財標識板の管理

板面張替 4 件

内訳 萬福寺「阿弥陀如来及び両脇侍立像」「馬具」「板碑群」「日待供養塔」

### ④ 写真パネル展

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

## （4）文化財調査

### ① 文化財調査

令和 2 年度は「大田区文化財映像記録」として、東京都指定有形民俗文化財「延命寺双盤念仏」を対象に DVD の作成を実施した。

その他、補助金交付による文化財保存修理事業や、文化財評価等に関する照会・相談等

に対応するため、随時専門家による現況確認・所見作成を依頼している。

ア 区指定文化財保存修理事業の現況確認及び所見作成

イ 国・都指定文化財や未指定文化財の現況確認及び所見作成

## ② 埋蔵文化財調査

遺跡への影響がある住宅等を建築する場合、埋蔵文化財調査を行う。発掘調査の調査費用は、個人住宅等については公費で負担しており、それ以外は各事業主が負担している。発掘調査完了後は調査報告書を刊行し、埋蔵文化財の保護・保存及び普及・啓発を図っている。

ア 埋蔵文化財発掘届相談件数 5,082 件（電話 4,390 件 FAX 482 件 来庁 210 件）

イ 埋蔵文化財調査

### （ア）個人住宅等（国庫補助金事業対象）

試掘調査 2 件（久ヶ原遺跡 久が原六丁目 2 番 洗足池公園付近遺跡  
南千束二丁目 6 番）

本発掘調査 0 件

確認調査 1 件（多摩川台公園内横穴墓他 田園調布一丁目 63 番、四丁  
目 3 番他 地中レーダー探査）

### （イ）分譲住宅等

試掘調査 1 件（久ヶ原遺跡 久が原六丁目 6 番）

本発掘調査 1 件（久ヶ原遺跡 久が原六丁目 6 番）

ウ 埋蔵文化財発掘届出 93 件

## （5）文化財保存事業費補助金

令和 2 年度は該当なし